

御宿町告示第 5 5 号

御宿町議会第 2 回定例会を次のとおり招集する。

平成 1 9 年 6 月 1 4 日

御宿町長 井 上 七 郎

記

1 . 期 日 平成 1 9 年 6 月 2 1 日

1 . 場 所 御宿町役場議場

## 平成19年第2回御宿町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成19年6月21日（木曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 5 議案第1号 町道路線の廃止について
- 日程第 6 議案第2号 平成19年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第3号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 議案第4号 平成19年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第5号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第10 請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書について
- 日程第11 請願第2号 「国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について
- 日程第12 一般質問

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

- 追加日程第1 発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第2 発議第2号 国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

出席議員（13名）

1番	石井芳清君	2番	松崎啓二君
4番	伊藤博明君	5番	吉野時二君
6番	川城達也君	7番	式田孝夫君
8番	瀧口義雄君	9番	白鳥時忠君
10番	小川征君	11番	中村俊六郎君
12番	浅野玄航君	13番	貝塚嘉軼君
14番	新井明君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	井上七郎君	教育長	佐藤和己君
総務課長	吉野健夫君	企画財政課長	氏原憲二君
産業観光課長	藤原勇君	税務課長	木原政吉君
建設環境課長	井上秀樹君	住民水道課長	米本清司君
保健福祉課長	瀧口和廣君	教育課長	田中とよ子君
会計室長	岩瀬由紀夫君		

事務局職員出席者

事務局長	多賀孝雄君	主事補	山口ゆう子君
------	-------	-----	--------

#### 定例会前表彰

事務局 定例会開会前に大変恐縮ですが、このたび、伊藤議長をはじめ4名の議員が千葉県町村議会議長会から表彰されましたので、伝達を行います。

お名前をお呼びいたしますので、順次前においでください。

特別自治功労者表彰、伊藤議長並びに貝塚議員お願いします。

(局長が表彰状の朗読をし、町長より授与する)

事務局 議会議長自治功労者表彰、伊藤議長お願いします。

(局長が表彰状の朗読をし、町長より授与する)

事務局 議会議員自治功労者表彰、新井副議長・松崎議員・中村議員お願いします。

(局長が表彰状の朗読をし、議長より授与する)

事務局 ご協力ありがとうございました。伝達を終わります。

#### 開会の宣告

議長(伊藤博明君) 皆さん、こんにちは。

本日、平成19年第2回定例会が招集されましたが、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただきまして、ご苦労さまです。

今定例会の日程につきましては、あらかじめ配付いたしましたとおりですので、ご協力くださいようお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は13人です。よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成19年6月招集御宿町議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

(午前10時07分)

#### 諸般の報告

議長(伊藤博明君) 監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

町長あいさつ

議長（伊藤博明君） 井上町長より、諸般の報告とあわせてあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま表彰されました皆さん方に心からお祝いを申し上げます。

本日ここに、平成19年第2回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

本定例会に提案いたします案件は、体育施設運営経費に関する予算の調整及び人事異動に伴う各費目にわたる人件費調整を主な内容とする平成19年度一般会計補正予算案をはじめ5議案と、繰越計算書に関する報告2件を提案することといたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

開会に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

5月31日、千葉県町村会定例会が開催され、総合企画行政の充実強化に関する要望の案件をはじめ8議案が可決されました。御宿町といたしましては、生活環境維持向上のため、地上デジタル放送の開始に伴う受信障害地域の改善と教育行政充実強化を図る上で、県立高等学校の統廃合跡地の有効活用に関する2件を要望しておりますことを、ここにご報告いたします。

また、6月17日には、拓殖大学ライフセービングクラブと町民の皆様のご理解、ご協力により、御宿ライフセービングカーニバルが開催されました。地域におけるライフセービング活動の普及と水難事故防止を趣旨とする今大会は、オフシーズン中のトレーニング効果を発揮する手段としても大いに注目を集める大会となりました。間もなく海開きを迎える砂浜で、14チーム117名の参加選手による熱戦が繰り広げられました。

さて、今後の主な事業予定といたしましては、昨年度に実施した津波ハザードマップ作成ワークショップに基づいて、本年度中に地域に出向いて地区自主防災会と協働による津波ハザードマップの作成を進めております。つきましては、作成諸準備への議員各位のご理解とご協力はもとより、ハザードマップを御宿町にとって、また町民のためにもより有意義なものにするため、ご指導を賜りますようお願い申し上げます。

また、2009年サンフランシスコ号400周年記念事業に向けて、検討委員会を設置し企画立案を行っていく予定であります。つきましては、一般公募委員の枠を最大限確保し、広く住民の皆様のご意見を伺い、住民参画のもと、協働による記念事業の実施を考えておりますので、議員の皆様方のご協力をあわせてお願いいたします。

以上、申し上げました5議案及び報告2件につきましては、充分なるご審議を賜りましてご

決定いただきますようお願い申し上げます、冒頭のあいさつといたします。

#### 会議録署名人の指名について

議長（伊藤博明君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第119条の規定により、議長より指名いたします。13番、貝塚嘉軼君、14番、新井 明君をお願いいたします。

#### 会期の決定について

議長（伊藤博明君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日1日限りにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会の会期は本日1日限りとすることに決しました。

#### 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について

議長（伊藤博明君） 日程第3、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、平成19年第1回定例会においてご決議いただきました平成18年度御宿町一般会計補正予算（第6号）の繰越明許費を、別添繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により本会議に報告するものです。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、報告第1号について、2ページの平成18年度御宿町繰越明許費繰越計算書に基づきましてご報告を申し上げます。

民生費、社会福祉費繰越額252万円、介護保険システム改修事業につきましては、医療保険制度の改正に伴う所要システム改修を行うもので、先の3月議会にて補正予算のご承認をいた

だいておりますが、システム設計の詳細が国から示されてなく、年度内のシステム改修が困難であることから、事業費全体の252万円の繰り越しを行ったものでございます。

財源といたしましては、国庫財源を伴う県補助金84万4,000円を見込み、完成につきましては平成20年4月の制度開始を踏まえ、平成20年3月を予定してございます。

次に、農林水産業費、水産業費繰越額2,155万6,500円、漁港整備事業につきましては、岩和田漁港東防波堤のかさ上げ、並びに消波ブロックの敷設を行うもので、当該防波堤先端部の灯台台座下部において方塊ブロックの欠損が判明し、復旧工法等について灯台管理者である海上保安部との協議に時間を要したことから、繰り越しを行ったものでございます。

繰越額は、総工事費3,000万円のうち2,155万6,500円を繰り越し、財源としては、県支出金が1,620万円、地方債240万円、その他の財源としましては御宿岩和田漁業協働組合からの分担金267万8,250円となっております。なお、工事の完成は8月末を予定してございます。

次に、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費繰越額2,063万2,500円、公共土木施設災害復旧事業につきましては、河川7カ所の復旧を行うもので、工事の際の仮設道路や資材置き場として借地する水田等が、農作業の準備期間に入り年度内復旧が困難であることから、繰り越しを行ったものでございます。

繰越額は、事務費等を除く工事費全体の2,063万2,500円で、財源内訳といたしましては、国庫支出金1,376万2,000円、地方債684万9,000円を充当してございます。なお、事業の完了につきましては本年9月末を予定してございます。

以上のとおりご報告を申し上げます。

議長（伊藤博明君） 以上で報告第1号を終了いたします。

#### 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について

議長（伊藤博明君） 日程第4、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

井上町長。

町長（井上七郎君） 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について。

地方自治法第220条第3項ただし書きの規定により、平成18年度御宿町一般会計予算において事故繰越しをし、別添繰越計算書のとおり調製しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により準用する第146条第2項の規定により、本議会に報告するものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご報告申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、報告第2号につきまして、2ページの平成18年度御宿町事故繰越し繰越計算書に基づきましてご報告を申し上げます。

商工費、商工費繰越額14万3,000円、御宿旬の味キャンペーンにつきましては、「伊勢えび祭り」や「お魚ウィークス」など町の特産品を広くアピールし、地場産業の発展と地域振興を推進するものですが、当初「お魚ウィークス」の実施予定でありました3月25日が悪天候に見舞われ、事業の実施が困難であり、仮に実施したとしても十分な事業効果が期待できないと判断したことから、事故繰越しをいたしまして、4月1日に振りかえ実施をしたものでございます。

事業費につきましては、総事業費195万976円のうち、イベント当日に係る警備委託や行事保険料など14万3,000円を繰り越しいたしました。

なお、平成18年度実施分につきましては、宝くじ収益金を原資とする「活力ある地域作り支援事業」の採択を受け、事業費の50%に当たる90万3,000円の助成を受けてございます。

次に、土木費、道路橋梁費繰越額428万5,000円、0105線道路改良事業につきましては、道路地域内に私有地が含まれていることから、昨年12月議会にて、用地購入に係る補正予算のご承認をいただいているところでございます。しかしながら、所有者との交渉に時間を要したことから、工事計画の一部である電柱移転作業がおくれる結果となりました。当初は年度内完成を見込んでおりましたが、電柱の設置者であるNTTと電柱共架者である東京電力間での調整が難航し、年度内完成が困難になったことから、事故繰越しを行ったものでございます。

繰越額は、総工事費595万5,000円のうち428万5,000円を繰り越し、財源としては、地方債380万円を充ててございます。なお、工事は6月20日に完成してございます。

以上のとおりご報告を申し上げます。

議長（伊藤博明君） 以上で報告第2号を終了いたします。

#### 議案第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第5、議案第1号 町道路線の廃止についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第1号 町道路線の廃止について提案理由を申し上げます。



今回、認定路線の廃止をお願いいたします町道2034号線は、道路法第10条第3項の規定に基づき認定道路の廃止申請が提出され、調査の結果、袋地であり、申請人関連以外に利害関係者がおりませんので、ここに町道認定の廃止をお願いするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。  
議長（伊藤博明君） 井上建設環境課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、町道路線の廃止についてをご説明申し上げます。

本案につきましては、道路法第10条第3項の規定により、町道2034号線、起点、須賀426番地先から須賀414番1地先まで、幅員1.6メートル、延長25.2メートルについて隣接者から路線廃止申請が提出され、利用状況を調査した結果、行きどまりの道であり、申請人関連以外に利害関係者が存在しないことから、認定路線の廃止をお願いするものです。

また、本申請につきましては、地元区長の用途廃止に対する異議がない旨の意見書も付されております。

本案につきましては、平成19年5月30日の産業建設委員会において協議させていただいております。

資料につきましては、1ページ目がまず全体の案内図でございます。ただいまの赤塗りの2034号線、ここがその路線位置でございます。それから2ページ目、これにつきましては、ただいま申し上げました隣接関係図、それから赤塗りのところが、ただいまの2034号線というような位置図でございます。

以上で説明を終わります。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 8番、瀧口です。二、三ちょっとこの廃道に関して質問させていただきます。

まず、この廃道とか、こういう手続というのは隣接者が申し出るのか、それとも行政がするのか。これは隣接者が申し立てたと。主体がどっちであるのか。

それと、これはいつ廃道の申請がなされたのか。

それと、町内に整理整頓しなければならぬ、要するに赤道ですね、これはどのぐらいあるのか。

それと、聞くところによると私有地あるいは家屋が建っているところに赤道が入っているとか、そういう話も一時ありましたけれども、それがどのくらい町内に存在するのか。また、整

理整とんをしていくのか、町自身が。あるいは今言ったように、隣接者が申請しなければならないのか。平成13年度に赤道、青道が国の方針で変わったということは聞いておりますけれども、そのときの引き継ぎはどうなっておるのか。

それと、この議案が通って廃道になった場合、これは町の普通財産になるというときに、町有財産の取り扱いの基本方針をお伺いしたい。

以上、5点。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それではまず、ただいまの申請についてはだれからか、どのような格好なのかということですが、これについては、先ほど申し上げました隣接者からの申請という格好でございます。これの申請時期は平成19年5月11日ということで出されております。

ただいまの平成13年度というこれにちょっと関連がございますし、また町内の赤道、それから家屋等が建っているようなといういろいろ関連性がございますが、確かに法定外公共物というようなことで、平成13年に国から移管され、適宜その後、移管処理を行っておりますが、もう一点、恐らくこれと絡む赤道等の境界の確認をどうしていくのかというようなことだと思うんですが、これにつきましては、町が特に積極的にこれを確認していこうというお話については、非常に膨大な経費がかかることでもありますので、それについては、現在の境界確定の方向についてご説明してご理解をいただきたいと、そのように感じますが、現在は、個人から申請が出た場合、その道路境界あるいはその青道、赤道の境界等を確認して、いわゆる申請者は直接本人といえますか、土地所有者が町側に確認をしてほしいというのが現在の格好です。そのデータを町はもらいまして、それを順次構築をしていきたいと、そのように考えております。

議長（伊藤博明君） 8番、瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） 答弁の途中なんですけれども、そうすると、費用面ですね、要するに申請者が費用負担すると。本来、町道は町のものですよね。袋小路とか利用できなくなったという場所があって、それは廃道するというその判断は町がするわけですよね。それは議決が必要だという中で、費用負担は個人がするの、今の話で。申請者がそういう形を確定して上げてくる。本来整理整とんするのは、主権は行政にあるんじゃないんですか。そういう中で、多大な費用がかかるから、町全体をやるとなると大変な費用がかかるから、必要に応じて都市計画とか、そういう計画にかかったところ、また行政の方針で何か建物とか、整備するとか、そう

いうときには必要だから行政みずからやるということですよ。そうした場合、これは申請者の金、確定の費用を払っていますよね。果たしてそれでいいんでしょうか。本来行政がやる仕事じゃないんですか。その辺の疑問がありますよね。

後で購入するしないは、売る売らないは、それは町の判断ですが、勝手にという言葉は失礼なんですけれども、使われない道だから、それを売ってくれと。多分、買受書が出ているんじゃないかなと思うんですけれども。自分の費用で境界確定して、町に申請して議会にかけるとでは、一般の町有地を買う場合ですよ、今後、この土地を私が買いたいというときは、自分が確定、申請して、そういう形になっていくんですか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） それでは、先ほどの質問とあわせてご説明をさせていただきます。

まず、町有財産の取り扱いの基本的な方針についてご説明を申し上げます。

町有財産の取り扱いにつきましては、御宿町財務規則及び御宿町評価委員会における土地取引額に関する内規に基づきまして事務処理をすることとしております。町道認定方針に基づく譲与につきましては、議会の議決後、道路法第10条3項に基づきまして、路線廃止または変更にあたっては公示することとなっております。

また、法第38条で不用物件の管理期間が政令で4カ月間と定めておりまして、この期間は管理期間となっております。この期間が経過した後で、御宿町財務規則及び先ほどの内規に基づきまして、また関係各課との調整や区役員等の意見調整などにより処分方針を決定するということとなっております。

また、町有地につきましての、譲与にあたっては町の負担で測量をするということになってございます。

議長（伊藤博明君） 瀧口義雄君。

8番（瀧口義雄君） それでは、今課長が答えた話とちょっと違ってきますよね。確定にあたっては、隣接者がその確定費用を出したということですよ。今課長が言った答弁と違ってきますよね。それが1点。

それと、売る売らないは町長、あるいはそういう内規に基づいての判断なんだろうけれども、都市計画が制定されていますよね。そういう中で、たしか2033号ですか、あそこは幅員が4メートルないですよ。そういう中で、幅員を広げていただく、またセットバックしていただく、そういう条件提示もできるんじゃないですか。ただ売るだけではなくて、都市計画が

あると、ましてやこの人は前に町長をやった人ですよ。世の中、相身互いという言葉もございます。町も協力するから地権者も協力してくださいというのが世の筋じゃないんですか。町長、どうですか。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 今日には廃止の問題ですので、後のことについては充分考慮をしたいと、このように考えております。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 先ほどの道路と、また普通財産の場合は、町道認定、廃止に基づく譲与と、それから普通財産の譲与につきましては、町に地図困難地域というのが多数あるわけでありまして、したがって、分筆するのに多額の経費、また労力が必要な場合もあるということで、これをできるかできないかという判断が、売れるときの条件の一つとなっております。普通財産がやはり分筆できて、初めて売れる物件としての取り扱いになりますので、その状態にするまでは町負担で、これまではそういうものをさせていただいているというところでもありますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（伊藤博明君） 挙手多数。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第2号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第6、議案第2号 平成19年度御宿町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第2号 平成19年度御宿町水道事業会計補正予算（案）（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、収益的収入及び支出予算の営業費用12万5,000円を増額し、水道事業費用の予算総額を2億8,366万7,000円とするものです。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） 今回お願いいたします補正予算は、4月の人事異動に伴う人件費1人分の増額補正でございます。

初めに、補正予算書の1ページ、第2条でございますが、収益的収入及び支出から説明をいたします。

支出科目の第1款水道事業費用、第1項営業費用の金額2億6,521万7,000円に12万5,000円を増額しまして、水道事業費用の総額を2億8,366万7,000円とするものです。

それでは、4ページの事項別明細書の収益的収入及び支出にて説明いたします。

水道事業費用、営業費用、総係費2,059万9,000円に12万5,000円を増額しまして2,072万4,000円とし、水道事業費用の総額を2億8,366万7,000円とするものでございます。

内訳につきましては、4月の人事異動による職員給料1人分の差額6万9,000円の増額と諸手当の法定福利費として記載のとおりでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第3号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第7、議案第3号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第3号 平成19年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（案）（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、補正額85万4,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ10億4,829万8,000円とさせていただくものです。

主な内容につきましては、平成20年度から開始される保健事業である特定健診及び指導準備に伴う臨時職員賃金の増額補正でございます。

なお、本予算（案）につきましては、去る6月5日に国保運営協議会の審議を経ておりますので、申し添えます。

よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、予算書の1ページから説明させていただきます。

第1表歳入歳出補正予算の歳入より説明いたします。

繰入金、他会計繰入金85万4,000円を増額し、歳入総額を10億4,829万8,000円とするものです。

次に、歳出でございますが、総務費、総務管理費85万4,000円を増額しまして、歳出総額を10億4,829万8,000円とするものでございます。

それでは、2ページの歳入の明細を説明いたします。

繰入金、一般会計繰入金、職員給与費等の繰入金85万4,000円を増額しまして、補正後の額を5,830万6,000円とするものです。

次に、歳出でございますが、総務費、総務管理費85万4,000円の増。内訳といたしまして、共済費1万4,000円の増、これは職員共済費の法定福利費負担率の変更による1名分の増額でございます。

次に、賃金84万円の増、これは医療制度改革に伴い、平成20年4月から保険者に義務化されました特定健診に係る保健指導実施計画の作成及び結果指導の調査準備作業に伴う臨時職員賃金を計上させていただきました。補正後の額を2,470万1,000円とするものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1番、石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。3ページの今説明がありました臨時職員の賃金でございますが、

この84万円の算定根拠と申しましょうか、こういったような内容なんでしょうか。

それから、ちょっと難しい言葉だったので理解できなかったんですが、事業に係る資格が必要な事業、この職員に対する仕事の内容ですね。それから、1日何時間ぐらいで、何日間ご予約されているのか、それも含めまして説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） 賃金の内訳でございますけれども、月に7日ほど、それで1日1万円ということで、12カ月分を組んでおります。

それと、資格が必要だということでございますが、この特定健診に伴う者につきましては、保健師等の資格を持った者でなければ指導等はできないということになっておりますので、有資格者ということで計上しております。

1日は基本的に8時間ということで考えております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） そうしますと、12カ月分ということで、今6月なんですけれども、募集などを含めまして、それについてはどういうふうになっているんでしょうか。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） この件につきましては緊急を要するということで、期間的なものが生ずる場合が考えられましたので、既定予算を流用させていただきまして、採用をお願いしたということでございます。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第4号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第8、議案第4号 平成19年度御宿町老人保健特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第4号 平成19年度御宿町老人保健特別会計補正予算（案）（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回提案します補正予算（案）は、歳入歳出それぞれ2,137万1,000円を追加し、補正後の予算総額を10億1,175万1,000円とさせていただくものです。

補正内容につきましては、平成18年度老人医療費確定に伴う法定負担率に基づく精算です。よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては担当課長より説明をさせます。

議長（伊藤博明君） 米本住民水道課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、予算書の1ページ、第1表歳入歳出補正予算より説明いたします。

歳入歳出補正額をそれぞれ2,137万1,000円を増額しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ10億1,175万1,000円とするものであります。

それでは、2ページの歳入の明細を説明いたします。

国庫支出金、医療費負担金1,879万1,000円を増額し、補正後の額を3億928万円。県支出金、県負担金96万8,000円を増額し、補正後の額を7,359万円。繰越金、前年度繰越金161万2,000円を増額しまして収支の均衡を図りました。

次に、3ページの歳出でございますが、諸支出金、償還金1,760万9,000円の増、補正後の額は1,761万円、支払基金への償還金でございます。

繰出金376万2,000円の増、補正後の額は376万3,000円、町一般会計への繰出金でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）



議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

議案第5号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第9、議案第5号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

井上町長。

町長（井上七郎君） ただいま議題となりました議案第5号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（案）（第1号）についての提案理由を申し上げます。

今回お願いいたします補正予算は、歳入歳出ともに846万6,000円を追加し、補正後の予算総額を27億5,646万6,000円とするものです。

主な内容につきましては、先の臨時会において指定管理者の指定議決をいただいた体育施設運営経費について予算の調整を行ったほか、人事異動等による人件費調整を各費目にわたって行っております。

詳細につきましては担当課長より説明をさせますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げます。

議長（伊藤博明君） 氏原企画財政課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 議案第5号 平成19年度御宿町一般会計補正予算（案）（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、パークゴルフ場及び御宿台テニスコートの指定管理者制度移行に伴う予算の調整、ウォーターパーク開設期間の見直しによる運営経費の追加、さらには通学路をはじめとする緊急度の高い町道の補修費用のほか、人事異動に伴う各費目の人件費調整等について補正を行うものでございます。

補正額は、歳入歳出それぞれ846万6,000円を追加し、補正後の予算総額を27億5,646万6,000円とするものでございます。

その概要を歳入6ページより申し上げます。

13款使用料及び手数料、1項使用料、2目商工使用料41万円の増額は、町営プールの開設期間について、当初7月20日からの38日間を予定しておりましたが、6日間繰り上げて7月14日から開設することに伴い、プール入場料を追加計上するものでございます。

次に、4目教育使用料334万3,000円の減額は、パークゴルフ場等の指定管理者移行に伴い、5月分までの既収入分を除き、テニス場使用料で68万円、パークゴルフ場使用料で266万3,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、15款県支出金、3項県委託金、1目総務費委託金5万2,000円の増額は、6月1日を基準日として実施する商業統計調査の委託金が確定したことによる予算額の調整でございます。

18款繰入金、1項特別会計繰入金、1目老人保健特別会計繰入金276万2,000円の増額は、老人保健会計からの繰入金で、医療費に係る一般会計法定負担分の精算により繰り入れをするものでございます。

19款繰越金858万4,000円の増額は、平成18年度からの純繰越金で、収支の均衡を図るものでございます。

次に、7ページ、20款諸収入、2項雑入、4目雑入1,000円の増額は、使用料及び手数料と同様、町営プールの開設期間の追加により、プールの売店売り上げで7万円、ロッカー代で2万円をそれぞれ追加計上、また、パークゴルフ場の指定管理者移行に伴い、パークゴルフ場に係る自動販売機設置手数料9万円を減額してございます。このほか、指定管理者協定に基づく利益還元金について科目設定し、実績精算であることから1,000円を計上するものでございます。

次に、8ページ、歳出予算についてご説明を申し上げます。

1款議会費、1項議会費、1目議会費は、人件費に係る補正で、支弁職員数が3名から2名に変更になったことにより、給料から共済費まで総額597万4,000円を減額するものでございます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費842万1,000円の増額は、人事異動による人件費の調整でございます。

3目財産管理費9万円の増額は、旧岩和田小学校体育館に係る警備委託料でございます。

次に、9ページ、2項徴税費、1目税務総務費32万4,000円の減額は、2節給料から4節共済費までは人件費の調整、23節償還金利子及び割引料は、固定資産税において、申告等により住宅用地の課税標準の特例が適用された土地について、課税額に異動が生じ、既納付額について差額分を還付する必要があることから、還付金並びに還付加算金として81万円を計上するものでございます。

3項戸籍住民台帳費、1目戸籍住民台帳費111万円の減額は、人件費調整でございます。

5項統計調査費、2目各種統計調査費5万3,000円の増額は、商業統計調査に係る県委託金

の確定に伴い、調査員報償などの歳出予算について所要の調整を行うものでございます。

10ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費21万2,000円の増額は、2節給料から4節共済費までは人件費の調整でございます。28節の繰出金は、国民健康保険会計への繰出金で、職員共済費の法定福利費負担率の変更と医療制度改革に伴う特定健診に係る計画策定及び結果指導が義務づけられたことによる調査準備作業として、臨時職員賃金分、合わせて85万4,000円を追加繰り出しをするものでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、児童手当法が改正されたことに伴うシステム改修費であり、委託料として所要額78万6,000円を追加計上するものでございます。

3目保育所費610万4,000円の減額は、人件費調整を行ったものでございます。

次に、4款衛生費、11ページに移りまして、5款農林水産業費につきましては、人事異動等により、各項、各目に係る人件費について調整を行ったものでございます。

6款商工費、1項商工費、1目商工総務費につきましては、人件費の調整でございます。

次に、12ページ、3目観光費は、第2節から第4節まで人件費の調整、第12節役務費につきましては、本田から無償貸与されるビーチクリーナーに係る対物保険料4万1,000円でございます。

5目町営プール管理運営費50万円の増額は、プールの営業日数を追加することによるもので、臨時職員賃金として15万円、光熱水費をはじめとする需用費で14万8,000円、監視委託料で20万2,000円をそれぞれ補正するものでございます。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費30万7,000円の増額は、人件費調整を行ったものでございます。

13ページ、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費343万1,000円の増額は、町道4003号線及び町道4120号線に係る改良工事費を追加補正するものでございます。

工事概要であります。布施小学校脇の4003号線につきましては、道路を横断する用水路があり、大谷石を積んで道路を渡しておりますが、構造物が老朽化し、陥没する危険性が高いことから、ボックスカルバートを敷設するものでございます。

また、4120号線につきましては、新久井土地改良区入り口の小山橋を改良するもので、橋げたが低く、雨水がたまり危険であることから、防護さく及び排水工事を行うものでございます。

4項都市計画費、1目都市計画総務費10万4,000円の増額は、人件費の調整を行うものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費42万2,000円の増額は、人件費の調整を行うものでございます。

14ページ、3 項中学校費、1 目学校管理費は、グラウンドの整備費として115万円の追加補正をするものでございます。内容といたしましては、200メートルトラック及び野球場を練習スペースとして十分な面積を確保できていないことから、盛り土工事により使用領域の拡充を行うとともに、安全性の確保からフェンスの設置を行うものでございます。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費97万円の増額は、2 節給料から4 節共済費までは人件費の調整で、11節需用費から13節委託費までは、サンフランシスコ号漂着400周年記念事業の一部として、黒沼ユリ子ヴァイオリンコンサート並びにメキシコ料理教室に係る費用、総額120万円を追加計上いたしました。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費211万7,000円増額は、人件費の調整を行うものでございます。

2 目体育施設費370万6,000円の減額は、パークゴルフ場及び御宿台テニスコートの指定管理者制度導入に伴い、7 節の賃金から第19節負担金補助及び交付金まで、不用額を減額するものでございます。

3 目学校給食費617万5,000円は、人件費の調整を行うものでございます。

以上、歳入歳出予算総額に846万6,000円を追加し、補正後の歳入歳出総額を27億5,646万6,000円とするものでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤博明君） これより質疑に入ります。

1 番、石井芳清君。

1 番（石井芳清君） まず、これは8 ページ、財産管理費であります。警備委託ということで岩小体育館というようなご説明がありましたが、具体的にはどのようにされて、どのような契約内容と申しましょうかね、あと運用も含めまして簡単にご説明をいただければと思います。

それから、9 ページ、税務総務費、給料等が出ておるわけでありましたが、ちょうど今週になりまして町県民税等の通知のお知らせが住民に届き始めているかなと理解をしているところでありますが、ニュース等でもご承知のとおりの中で、先行した大規模な都市などでは大変な相談事務ということで、特別な相談体制をしいて住民からの相談を受けているというような話も聞いておるわけでありましたが、御宿町としてはこれに対してどういう対応をとって、もう既に

いるんだろうなと思うんですが、それらについて説明を受けたいというふうに思います。

以上です。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 8ページの財産管理費、9万円の警備委託という追加補正についてご説明を申し上げます。

これは旧岩和田小学校閉校に伴いまして、警備委託を新たにするものでございます。これまで体育館につきましては機械警備がされていなかったものでございますので、今回、警備委託をし、24時間体制の機械警備をさせていただくという内容でございます。よろしくお願いたします。

議長（伊藤博明君） 木原課長。

税務課長（木原政吉君） ご質問の住民税率の変更に伴う町の対応ということでございますが、国から町への税源移譲に伴いまして、県と町を合わせた税率が5%、10%、13%から、この3段階から一律10%となりまして、またこれに合わせて定率減税の廃止等、別の要因も加わりまして、大半の納税者の皆さんが大きく税が上がっております。議員の質問の中にもありましたように、大都市ではかなり問い合わせが多くて、電話回線を入れたり、対応職員を増やしているという状況も聞いております。

町としましては、国・県から既に配布されたポスターやパンフレット等とは別に、2月と5月の2回お知らせ版をつくりまして全世帯に対しまして周知を行いました。また、町のホームページでも改正点の掲載をいたしまして、加えて確定申告の会場、また全区で行っています住民税の相談受付、その会場でも特設パネルを使いまして、またご説明を行ってまいりました。また、区長会や青色申告会の会場、また昨年11月3日の文化祭の会場前でもパンフレットを配って周知に努めてまいりました。

納税通知書にも、一応改正点については載せています。給料から住民税が直接引かれます特別徴収につきましては5月中旬に発送しまして、普通徴収、実際に直接納める方々については6月18日に通知しまして、19日の午前中から問い合わせがありました。19日は13件、うち来庁された方が1名、電話が12件、きのう、20日につきましては24件、うち直接来庁された方が3名、電話の問い合わせが21件、合わせまして37件、きのうまでに問い合わせがございません。

税務課では、19日からとりあえず今週金曜日まで、夜7時まで待機して説明に当たる体制をとっております。その以降につきましては、宿直の職員について、電話番号を聞いて、翌

日こちらから回答するという対応をとっておりますが、この2日間で5時半以降と泊まりの者に対する問い合わせについてはありません。

また、今後、特別徴収については、25日が大体給料日が集中しますので、状況によっては対応を延長するような検討をしておりますが、今のところ、当初予定した数よりも問い合わせが少ないというのが実感であります。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 1番。了解しました。

最初の岩小体育館の件でありますけれども、ちょっと再度確認をしたいんですが、そうしますと、体育館以外については、要するにこれまで教室に使っていたわけですね。それは従前から警備委託がされていて、今回新たに体育館が加わって、要するに旧岩小施設すべてがこの警備委託になるということによろしいんですか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） そのとおりです。

1番（石井芳清君） 次に移ります。12ページであります。観光費の中の自賠償保険料ということで、先ほど提案説明の中で、本田からの申し出によるものであるというような簡単な説明がありました。これはたしか、先般、本田で前につくられまして、御宿町の中央海水浴場ですか、確か2日間にわたって清掃を行っていただいた経過があったかなというふうに思いますが、それらも含めまして、ここには保険料しかないわけですが、これらの機械を今後どのように活用していくのか、それから導入の経過ですね、どうしてこういうことがあるのかも含めまして、この場で、経過と、それから今後について、それから具体的には、この議案が可決された場合に、いつから、どのようにしていくのかも含めまして、ちょっと説明を受けたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、4万1,000円の内訳ですが、これは対物保険無制限の、民間団体の保険料ということでお願いしております。

これまでの導入の経過ですが、まず6月29日ですか、本田技研の方が来庁しまして、保険の内容、あるいは保管場所の確認、あと運搬方法について確認があった中で、その確認を行った後、7月9日に引き渡しという形で今進めております。

保管場所につきましては、須賀の多目的広場の管理棟の中に、現在、倉庫としてありますところを利用させていただきたいと考えています。

また、使用方法につきましては、7月、8月の間、週1回から3回程度の清掃を行って、運転手につきましては、私も含めて3名が、清掃の機械についての講習会を終わっている方で対応させていただきたいということで進めております。補助員として4名を予定しております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 今説明されたのは今日以降の話ですね。私が先ほど質問したのは、これまでの経過、どうしてこういう事業ができるのかという質問をまずしたんです。たしかほとんどの方は承知されていないかなと思うんですけども、計画にはもともとなかったかと思うんですね。ですから、そういうことも含めまして、住民からのこういう、民間での事業があるからという申し出の中で、たしか始まったんじゃないかなと私は理解をしているわけですけども、それを含めて、その経過について説明をいただきたいと。

それから、今の中でちょっとわかりづらかった、今後なんですけれども、こうした機械を、例えば今大型の機械がありますよね、海岸清掃、B地区にあるわけですが、これは町が買いまして、もう大分古くなってきましたのでいろんな故障等があって、かなりお金もかかってきているなという状況が一方であると思うんですね。じゃ、今度の機械はどういうものなのかと。大きさも含めてですね、ちょっと承知していない方が多いかと思しますので。

それと、今後のそういう修理だとか、負担があるのかないのかを含めて、その辺の説明を受けたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） まず、これまでの計画ということで、本田技研の方は社会貢献活動の中で、全国の海岸のビーチクリーンを実施しているということが、民間の方から情報がありまして、ビーチクリーンをお願いをしたところ、4月11日にビーチクリーンを1回行ってあります。その中で、御宿町は大型機械で独自でやっている市町村ということで、委託で行っていない市町村については無償で貸与しておるというお話がありましたので、そのATVという機械の講習会を職員が受けております。大きさにつきましては、サンドバギー、要はオートバイの四輪ですか、その大きさで、非常にコンパクトな機械でございます。

今後の使用方法の中で、今行っているビーチクリーナーとは別に、ある程度定期的に、月3回程度行いたいと考えております。この内容としては、やはり今回の機械の大きな特徴であります小さいごみが非常にとれるということで、大型機械等が行った後、ある程度掘り起こした中で効率的に運営をしながら進めていきたいと思うわけです。

修理方法なんです、原則、通常の修繕、例えば海岸での劣化、そういうものにつきましては本田の方で管理していただくという形で進めています。また、消耗品のガソリンにつきましては町負担で、あと残りの通常壊れたもの、故意的ではないものにつきましては、すべて本田技研の方で修繕するという形です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 自動車会社の社会貢献活動の一環の中で、ただいま説明も受けましたが、基本的な修理についても自動車会社に持っていただくということで、大変有利な内容の事業展開ができるのかなというふうに思います。

先般、御宿の中央海岸で清掃作業を行っていただきまして、私もそのときに見させていただきましたけれども、世界有数のオートバイのトップライダーが、ぜひそういう清掃活動、環境活動に参加したいということで参加されておりました。やはりそういうこともありますので、ぜひこういう新しいものを、清掃するのは事実なんですけれども、そういうことより、もっとそれを、教育も含めまして有効に、イベントも含めましてアドバルーン的に利用できる状況があるんじゃないかなと思うんですね。ですから、大きい機械、それから今回の本田技研、また毎月1回行っていただいております町民の皆さんのボランティアによる町民清掃も含めまして、それをうまく組み合わせて、みんなが積極的にやっていただけるような状況、こういうものもぜひ構築していただきたいというふうに思います。

次に入ります。13ページであります、道路新設改良費ということで、今2カ所、施設改良ということで予算計上させていただいたわけでありまして、これについては具体的に工事はいつごろを予定されているのか。また、それらがどの程度の期間なのかについて説明を受けたいと思います。

それから、先般、私のすぐ近くなんですけれども、信号のある交差点のところから下布施方面に行く道路が陥没して、大分大きな状況だったと理解しておりますけれども、これについては特段の予算措置がないわけでありまして、これについてはどういう対応をされるのか、あわせて答弁をいただきたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） それでは、今回の補正予算の計上については2カ所ということで、まず、1点目の小学校の裏側ということで、これにつきましては通学路というような点がございまして、それで、ここは排水路あるいは農業用水路の一部でございまして、施工方法としてはボックスカルバートを設置することによって、現在の道路陥没をトータル的に修理する



というようなことで、この工期につきましては、子供たちの通学路というようなことで、2次製品をつくる関係上、時間がどれだけかというようなことで、できるだけ早くやりたいということで、当初は夏休みを予定して、この6月に議案予定という格好で計上させていただきましたが、それはできるだけ早目にやれるものであれば、子供たちの障害にならないよう早く施工したいと、そのように考えております。

それから、もう一点目の、先ほどの布施の農協の倉庫から三島側に行く途中の陥没というお話だと思いますが、現行予算で対応するというので、既に発注体制に入っております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

それから、1つ、今の答弁の中でわからなかったのは、ボックスカルバートというような説明を受けましたけれども、これはどんなものでしょうか。多分、コの字型をしたような構造物かなと思いますけれども、この次にちょっとご答弁をいただきたいと思います。

それと、やはり予算が大分きつくなってきた中で、大分路面の剥離等、損傷が結構見られると思うんですね。これらについて、やはり放置しておきますと、道路交通の安全も当然なんですけれども、やはり修理費が相当かさんでくると思うんですね。ですから、これについては気がついた時点で即対応をとっていただきたいなど。また、それも全庁体制で、そういう周知も含めて、そういうことも必要じゃないかなというふうに思うんです。そうすることによって、早目に対処することによって、わずかな費用で道路の安全が保てるのではないかなと思います。近隣の市だとか、大きいところだと道路補修班みたいなものがあって、毎日トラックで鋼材とかシャベルとかを持って走っているような自治体もあるようでありますけれども、御宿町はちっちゃいところでありますので、定時の業務もあってなかなか大変だとは思いますが、要望があったら月単位ぐらいの中で対応をとっていただきたいというふうに思います。

私ども議員としても、そういうものが見つかり次第、担当の方にお知らせして、すぐ対応をとっていただければというふうに思うんですが、その辺の今後の対応を含めまして要望いたします。

議長（伊藤博明君） 井上課長。

建設環境課長（井上秀樹君） 先ほどボックスカルバートというお話をさせていただきましたが、これについては、まず、そのサイズを確実に確定、四角いコンクリートの枠をつくって、ほかで造った物を移送してきて設置するというこの製品が、ボックスカルバートという

お話でさせていただきました。

それから、路面剥離、あるいはその補修の今後の考えということですが、まず現在のやり方というのは、各区に土木員さんを通じてまず連絡をもらいます。それから、気がついた方からそれぞれ連絡をいただくというような格好を現在行っております。

職員の対応としては、公用車に常に常温合材を積んでいまして、できるだけその場で見たものを埋めてくるという格好をとらせております。

この剥離の補修方法に対する、議員言われた経費の物の考え方ですが、これも限度がございまして、状況によっては、これ以上これを続けるというような部分がある場合は、部分補修というような格好に早目に移行させ、ほかへ波及しないよう現在進めております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。14ページであります。学校管理費の中で請負工事ということで、先ほどの説明では中学校のグラウンド補修ということですが、これにつきましても工事内容をもう少し詳しく説明を受けたいと思います。工事期間、それからいつごろ行う予定であるのかについて説明を受けたいと思います。

それから、フェンスというお話もありましたので、多分、野球のグラウンドがメインになるのかなと思いますが、たしかテニスコートについてはB & Gの施設を今利用して練習しているのが実態ではないかなと思うんですね。聞くところによりますと、御宿中学校のテニスの部門では大変すばらしい成績をこの間に残しているようなお話も聞いていますが、その辺も含めまして、まだ次の体育館工事、そして体育館工事が終了後になるんでしょうか、全面的な新体育館の工事が終了してから今の体育館だとか柔剣道場がたしか廃止されると、取り壊されるということだったと思いますので、それから整地して正規のグラウンドができて、テニスコート場も建設されるというのが、たしかこれまでの経過だったように思うんですね。そうしますと、相当長い、まだ体育館が明確に何月何日から工事着工になりますよという話もない中で、相当長い期間、練習については大変厳しい状況のままではないかなと思うんですね。ですから、今年とはとにかく野球がきちんとできるような、それからグラウンドが、まだ若干野球のところとグラウンドを走るということですか、そういう部分の段差が若干今あるのが実態だと思うんですね。それを含めて今回やっていただけるという内容だろうと思うんですが、それについての説明。

それから、これを今年やった中で、じゃ来年度以降、そういうテニスコート場ですね、簡単なものでいいと思うんですけども、そういうことは考えられないのか。もしくはほかの施設で、例えば岩小が今使われていませんけれども、岩小あたりを使うということはどうなのかも含めて、テニスについての学校教育の対応について、施設管理者として今後どう考えておられるのかについて説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 御宿中学校のグラウンド等につきましては、生徒に本当に不便をかけております。今回補正をお願いしました内容といたしましては、浅間様寄りに土を入れてまして、野球場の整備をすることによってグラウンドが200メートル確保できると、そのような工事を計画しています。主に盛り土ですね、土を入れて転圧するという形であります。

それに伴いまして、バックネットを現在のところから浅間山寄りに移設をする。危険を回避する意味で防球ネットを体育館側に、仮設のネットですが、そのネットを張るということで、工事を予定しております。工事の期間ですが、工事の期間につきましては、この補正の承認をいただきまして、早々に入札の準備に取りかかることにしております。工事の終了は、7月中には完了したいと考えております。

もう一点のテニスコートの問題なんですけど、現在、B Gのコートを子供たちは使っております。育ち盛りの子供にとって、ハードコートはひざに負担がかかるということで、今まで御宿高校のテニスコートをお借りしたりして対応しておりました。現在はB Gのコートを使っておりますが、中学校の方とも検討いたしまして、旧岩和田小学校の校庭がプレーコートとして対応できるということでありますので、支柱等を購入して対応を図りたいと、このように考えております。

これも現在、支柱等の発注作業に入っておりますので、夏休みにはそちらで練習できるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 了解しました。

あと、次の15ページでありますけど、保健体育総務費ということで、これは多分、パークテニス、先ほど説明ありましたですね。それから、パークゴルフ場、テニス場の委託管理に伴う減額措置だろうと思うんですけど、まだ委託してから日も浅いわけではありますが、現在の運用状況についてはどんな報告を受けておるのか、それについてご説明いただきます。

議長（伊藤博明君） 課長。

教育課長（田中とよ子君） きノウ、宝ゴルフの方から報告をいただきました。きノウ現在で、来場者366名、ほぼ前年の6月の入り込みの状況です。

対応につきましては、大分周知されてきておるようで、8時の開園を待ってプレーをする方も出てきたと。夕刻につきましては、今までは3時半には受け付けを終了してはいましたが、5時に受け付けをしてプレーをしている方も出てきたということで報告を受けております。

議長（伊藤博明君） 石井芳清君。

1番（石井芳清君） 特にパークゴルフなんですが、子供たちの利用とかについて、従前どおりきちんに対応していただくような対応をとっていただくように、ちょっとその辺で心配の声住民からありましたので、再度お願いしたいと思います。

議長（伊藤博明君） 課長。

教育課長（田中とよ子君） そのことにつきましては、指定管理する前に、御宿町のパークゴルフ場の目的として、住民の健康増進とか、そういったものを含めまして、子供たちによるパークゴルフの人口を増やしたいという御宿町の考えを持っていますということでお話ししてあります。その件につきましては、指定後にもその旨、話をしてありますので、もしそういったことでトラブル等あるようでしたら、申し入れをするような形はとりたいと思います。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 12番、浅野です。プールについて1つお伺いいたします。

当初予定よりか1週間早くプールを開場するというご説明をいただきました。それにかかわる費用、これ営利事業をやっているわけではないですから、財政だけで考えられる問題ではございませんけれども、管理運営費で50万円かかる、使用料で41万円の増収になって、売店の売り上げで7万円と、ロッカーの使用料で2万円とぴったり補正上の収支の均衡が見事にとれているなど、50万円、50万円と。すばらしい補正のとり方だなと、感心しておるところですけれども。ということになりますと、これは1週間早めるということは財政上の問題ではないということになります。そうしますと、1週間早めた理由というのは、やはり波及効果、メリット、その面をシミュレーションなさって当然こういう措置をとられたんだと思いますので、その辺についてひとつご説明をいただきたい。

もう一点です。建設されてから結構たって、その間、修理したり何かしてきておる施設だと思ふんですけれども、余分な心配するなと言われればそれまでですけれども、全国で必ず夏に

なりますと悲惨な事故がどこかで起きております。そういう面に対応してきちゃ困るんですが、1週間延ばすことに絡めてということではございませんが、本年度の整備・点検、そういうのの状況につきまして、ひとつ念のためこれの説明をいただきたい。

その2点お願いします。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） それでは、まず1週間延長した理由ということですが、本来、7月8日から8月末までの54日間が開設期間でございましたが、7月8日から20日の間につきましては、夏休み前なので臨時職員がなかなか集まらないということで、検討した結果、当初予算としては20日からという計画をさせていただいたんですが、御宿町は観光振興を推進している以上、7月14日、これは3連休になるんですが、その間から対応できないかということがございまして検討してまいりました。その結果、先ほど申し上げたとおり、7月の最初の週につきましては、収支バランスではなくて、そこで働いていただく人たちがなかなか集まらないという状況があって、ある程度高校生を含めた広範囲の募集をした中で検討したということでご理解いただきたいと思います。

また、本年度の整備点検につきましては、まず、去年の指摘がありましたプールの排水口の問題がございました。それにつきましては、やはり対応はされているんですが、今回、新年度予算に二重のフェンスをお願いし、それは工事を発注したところでございます。

また、電装系統につきましては、関東保安協会とかそういうところに、法的なものにつきましてはお願いし、また、プールそのもののメンテナンスにつきましては専門業者をお願いしてご協力はいただいております。その中で、やはり非常に老朽化しているのですが、予算の都合もございまして、工事の方は着工できないのでありますが、関係団体あるいは委員会等の話し合いの中で、今後進めていただきたいと考えております。

議長（伊藤博明君） 浅野玄航君。

12番（浅野玄航君） 確認ですけれども、要するに観光時期としては、連休も踏まえて十分な波及効果が期待できると、そういう判断のもとで始めるんだということによろしいわけですよ。

もう一つのメンテナンスの面なんですけれども、そちらの方がちょっと心配なんですけど、実は全然違いますけれども、この間、渋谷で火災がありましたよね。今日、新聞を読んでいたら、委託された業者がみんな使い回しで、それでガスの検出についてはどこも委託を受けていないというふうに説明していますよね。これは報道だけですけれども。今のお話でも、ど

こへ委託しました、どこへ頼んでありますというお話ですが、何か事故が起きたときになると、同じケースというのはいっぱいあったわけですね、いろんなところで。ですから、その調整をしたり、統合をしたり、指導をしたりするのが行政の役割であろうと、チェックをすると。この辺のことにつきまして、これは業者にここを委託しましたから、そっちでやってあるはずではなくて、念のために申し上げるんですが、十分な管理監督といえますか、総合的な安全全面での配慮は、これは町の仕事だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。お答えは結構です。

議長（伊藤博明君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。この採決は挙手によって行ひます。

議案第5号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（伊藤博明君） 日程第10、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願についてを議題といたします。

請願第1号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書。

住所、千葉市中央区中央4-13-10、千葉県教育会館。

団体名、子どもたちの豊かな育ちと学びを支援する教育関係団体千葉県連絡会、会長、安藤

昭雄。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議会議長、伊藤博明様。

請願理由。

義務教育は、憲法の要請に基づき、子どもたち一人ひとりが国民として必要な基礎的資質を培うためのものです。教育の全国水準や機会均等を確保する義務教育の基盤づくりは、国の責務であり、そのために設けられたのが義務教育費国庫負担制度です。

しかしながら、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月に義務教育費国庫負担制度の見直しが行われました。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものでした。政府は、教育の質的論議をめぐりに、国の財政状況を理由として、これまでに義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきました。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあります。

現在、30人学級などの学級定員規模を縮小する措置が、都道府県単費で行われています。このように、現行制度でも自治体の裁量権は保障されています。しかし、国民に等しく義務教育を保障するという観点からいえば、財政的に最低保障として下支えしている義務教育費国庫負担制度は必要不可欠です。この制度が廃止され全額都道府県に税源移譲がされた場合、7都府県を除いて現状の国庫負担金を下回る金額となることが明らかとなっています。多くの県では財源が確保できずに、「40人学級」など現在の教育条件の維持が危惧されます。このように、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至です。

学校の基幹職員である学校事務職員・学校栄養職員を含め、教職員の給与を「義務教育費国庫負担制度」から適用除外することは、「義務教育費国庫負担法」第一条に明記されている「教育の機会均等とその水準の維持向上」という目的に反するばかりでなく、財政負担を地方自治体に課し、厳しい地方財政をさらに圧迫するものです。また、義務教育の円滑な推進を阻害するおそれも出てきます。よって、私たちは義務教育費国庫負担制度の堅持を強く要望します。

御宿町議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第1号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、請願第1号は採択することに決しました。

#### 日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者、白鳥時忠君、賛成者、浅野玄航君、石井芳清君、新井 明君から発議第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書が提出されました。この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

#### 発議第1号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第1号を配付しますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（伊藤博明君） 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 発議第1号。

平成19年6月21日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、浅野玄航、石井芳清、新井 明。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。



義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬき、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、尾身幸次様、文部科学大臣、伊吹文明様、総務大臣、菅 義偉様。

以上です。よろしくお願ひいたします。

議長（伊藤博明君） 発議第1号を採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに採決いたします。

発議第1号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

請願第2号の上程、説明、質疑、採択

議長（伊藤博明君） 日程第11、請願第2号 「国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書を議題といたします。

請願第2号は、会議規則第92条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

紹介議員、白鳥時忠君、登壇の上、趣旨説明をお願いいたします。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 「国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書について。

住所、千葉県いすみ市大原7400 - 10。

団体名、千葉県教職員組合夷隅支部、支部長、小高英之。

紹介議員、白鳥時忠。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

請願理由。

教育は日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命をおっています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人ひとりを取りまく環境も変化して、教育諸課題や子どもの安全確保等の課題が山積しています。子どもたちの健全育成をめざし豊かな教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

平成19（2007）年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比2.7%増となりましたが、市町村が教育施策を進めるために必要不可欠な地方交付税交付金は削減されています。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたいと思います。

- 1．子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。
- 2．少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。
- 3．保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援

助に関わる予算を拡充すること。

4．子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること。

5．危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

6．子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。など。

以上、昨今の様々な教育課題は、教育予算を十分に確保することにより、解決されるものが多くあります。

御宿町議会におかれましても、本請願の趣旨についてご審議いただき、議決の上、政府及び関係行政官庁あてに意見書を提出していただきたくお願い申し上げます。

地方自治法第124条の規定により、請願書を提出します。

以上です。

議長（伊藤博明君） 本請願に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 質疑なしと認めます。

本請願を直ちに採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、請願第2号は採択することに決しました。

#### 日程の追加について

議長（伊藤博明君） お諮りいたします。

ただいま、提出者、白鳥時忠君、賛成者、浅野玄航君、石井芳清君、新井 明君から発議第2号 国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

発議第2号の上程、説明、採決

議長（伊藤博明君） 発議第2号を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（意見書配付）

議長（伊藤博明君） 白鳥時忠君、登壇の上、説明願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 発議第2号。

平成19年6月21日。

御宿町議会議長、伊藤博明様。

提出者、御宿町議会議員、白鳥時忠。

賛成者、御宿町議会議員、浅野玄航、石井芳清、新井 明。

国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を、別紙のとおり御宿町議会会議規則第14条の規定により提出します。

国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書（案）。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化など社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

平成19（2007）年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比2.7%増となったが、県、市町村への地方交付税交付金は削減されている。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。

・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること。

・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること。

・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年6月21日。

御宿町議会。

内閣総理大臣、安倍晋三様、財務大臣、尾身幸次様、文部科学大臣、伊吹文明様、総務大臣、菅 義偉様。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 発議第2号を採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（伊藤博明君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号を直ちに採決いたします。

発議第2号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（伊藤博明君） 全員挙手。

よって、発議第2号は原案のとおり可決することに決しました。

これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時54分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時00分）

## 一般質問

議長（伊藤博明君） 日程第12、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は60分です。質問者も答弁者も簡素にお願いいたします。

なお、質問については、会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることはできないようになっておりますので、ご注意ください。

順次発言を許します。

### 小川 征君

議長（伊藤博明君） 通告順により、10番、小川 征君、登壇の上、ご質問願います。

（10番 小川 征君 登壇）

10番（小川 征君） 議長のお許しをいただきましたので、通告書により一般質問を行います。

最初に、件名1、御宿小学校統合後の岩和田児童の近況について伺います。

御宿小学校と岩和田小学校が統合され、本年4月から岩和田小学校の児童が御宿小学校に通学することになりました。初めてのことなので、児童の心の変化や、小学校の生活活動を心配する父兄の声もあります。そこで、小学校統合後のクラス内の配置人数の割合や溶け込みやすい環境づくりに苦勞されたことについて伺いたいと思います。また、岩和田の児童の学校生活の近況が知りたいので、学校内の全体の雰囲気も含めてお答えいただきたいと思います。

次に、統合して3カ月が過ぎようとしておりますが、新たな問題や統合の成果が挙げられたら、伺いたいと思います。

また、従来、岩和田小学校にて実施していた磯観察や船乗り体験などの地域の特性を生かした岩和田小学校ならではの授業は、子供たちにとっては思い出に残る大変有意義な授業と聞いております。統合後はどうなっているか、お答えをいただきたいと思います。

通学路の交通安全関係において、これから観光シーズンを迎える小学校での安全対策や登下校の状況について、把握している内容と今後の対策として検討されている内容の説明をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 田中教育課長。

教育課長（田中とよ子君） それでは、お答えいたします。

今回の統合につきましては、より適正な規模の学級編制を求めた学校統合ということで、こ

の4月から新しく生まれ変わった御宿小学校がスタートいたしました。現在、御宿小学校は各学年が2学級となっております。人数の多い学級で28人、少ない学級で18人と、当初目的としておりました理想的な学級編制がされております。

この学級編制にあたりましては、統合前に両校の学級担任がそれぞれの児童の特性を考慮いたしまして学級編制に当たっております。各学級にバランスよく人員配置をしておりまして、半数ずつのクラス分けとしております。

統合前には、保護者から、やはり人数が少ない学年等においては、岩和田から来る子供は一緒にしてほしいとか、そういった要望がありましたが、現在、半々に分けた状況の中でも、友達もでき、元気に登校しており、特に人数が少ない学年におきまして、活発に授業等で活動している状況だということで先生の方からご報告を受けています。

保護者の方々にお会いする機会もありまして、こちらからもいろいろ話は聞いておりますが、「友達が増えて喜んで登校していますよ」といった声をよく聞きます。特に不満、不安を持っているという話は聞いてはおりません。この状況につきましても、昨年度、定期的に学年交流ですとか、学校交流、そういった交流を頻繁に行った成果が出ているのかなというふうに考えています。

なかなか慣れないのではないかとということで、新年度当初、学校の方でもいろいろ配慮いたしまして、4月には出会いの会、5月には、今まで学年ごとに行っていた遠足についても、低学年、1年、2年、3年、高学年は4年、5年、6年と合同の遠足を行いまして、児童が早く慣れるような対応を図ってきております。

全体的に、学習面ですとか休み時間、友達関係など統合によります違和感は見られないというふうに感じております。これは先生の談ですが、子供たちの間では、御宿の子だとか、岩和田の子だとかという、そういった様子は一切見られませんよということが、学校の子供たちと接している先生方の意見でもあります。統合したことによりまして、いい意味で子供たちの数が、クラスの人数が増えて、競争心も出てきているのかなというふうに感じています。

成果としまして、先日行われました郡市の小学校陸上大会では、400メートルリレーで御宿小が優勝しました。そういった中で、好成績をおさめているというようなことが起こってきています。

また、作文等でも、これはこれからの報告になるかと思いますが、「ぼくたちの地球を守ろう」という作文コンクールで大変優秀な成績をおさめたということで報告も受けています。

それと、通学時の安全対策につきましては、統合前のいろいろな話し合いの中で、やはり地

域の方、保護者の方が一番心配していたことなのですが、その安全対策につきまして、特に登校班について少人数の班編成ということで臨んでいます。大体3家族1班というような形で班編成をしております。当初、学校職員とか保護者が要所要所に立って状況把握をしてきたんですが、5月に入ってからはいろいろな面で子供たちが慣れてきまして、今はスムーズな集団登校をしています。

登下校につきましては、地域の保護者の方をはじめ、特に子供たちがいない人たちも、パトロールとか交通安全指導とかに力を注いでいております。これは岩和田地区に限らず、町全体で地域の方々が子供のために協力していただいているという状況であります。

統合したことによって効果はどのようなものがあったかというお話ですが、当初お話ししましたように、各学年2クラス、全校で12クラスの学級編制ができて、児童が30人以下の学級の中で落ちついた学習環境を確保して活発に活動できているので、それらはやはり統合の成果が出ているのではないかというふうに考えております。

それと3番目に、岩和田小学校で実施していました磯観察、乗船体験などの地域の特性を生かした授業についてということのご質問ですが、この体験授業につきましては、統合前に岩和田地域で行っていたものについては、引き続いてやっていきたいという両校からの希望でありました。それにつきましても、地域の方々の協力をいただきながら継続を図っていくというふうに考えておりますが、今年度も既に6月12日に6年生を対象として乗船体験を実施しました。今回人数が多くなっておりますので、6年生2クラス、その体験をするにあたりまして、今年は2隻の船主の方々の協力をいただきまして、6年生全員が同時刻に岩和田港を出港するといったような状況で、子供たちも大変喜んでおりました。

それに引き続いて、2日後には、小波月海岸で磯観察授業として、全校生徒が磯観察を体験しております。これにつきましても漁協の方々、地域の方々が出てくださりまして、子供たちと接して下さっているという、地域を挙げてのご協力をいただいているということで、学校としましても引き続いてこの授業については継続をしていきたいということで考えております。

この後、小学校、中学校で今年から新たに合同で海外清掃をしようということで、6月27日にこの授業も予定しております。新しく体制をとりました中で、今年は5年生を対象に、7月に宿泊学習、キャンプを行うということで企画をしているところです。いろいろな形で子供たちに体験、交流をしていくように、地域の方々のご協力、学校外の方々のご協力をいただきながらやっていきたいというふうに考えております。

以上です。



10番(小川 征君) この質問の磯観察については、今課長からお話がありましたとおり磯観察を実施したということ。ちょうど私の家の前を通ったものですから、気づいて、大変うれしく思っておりました。また、これからもよろしく願います。

続いて、件名2でございますけれども、御宿小学校の耐震改修についてですが、昨年の定例会で、学校の耐震検査の結果について説明を受けましたが、耐震改修の具体的な工事内容や、工事の発注方法について説明をお願いします。

また、工事の時期や期間によっては、児童への安全対策や授業への影響が懸念されることがありますが、どのように考えているかお伺いしたいと思います。

よろしく願います。

議長(伊藤博明君) 田中課長。

教育課長(田中とよ子君) 耐震改修の具体的な工事内容、工事の発注方法ということですが、御宿小学校校舎また屋内運動場の耐震補強、大規模改修工事設計の業務につきましては、5月10日に入札を行いまして、5月11日から9月10日までの間、実施設計を行うということで契約をしております。現在、実施設計業務に入りまして、建物全体の調査を行っているところです。

工事内容の詳細につきましては、実施設計後に決定することになります。現在のところ補強工事の内容といたしましては、校舎については鉄骨の三角のブレース、それと屋内運動場につきましては、屋根のプレキャストコンクリートを接合させる工事ということで予定をしています。

これと同時に、屋上、外壁等の全面改修、あと、内装の中で損傷している部分などもありますので、そういったものを含めて大規模改修工事を行うことになっています。

工事の発注に関しましては、耐震補強工事と大規模改修、同時発注ということで入札を行うことで予定しております。

工事の時期や期間、また児童への安全対策ということですが、現在行っています実施設計は、昨年度、耐震診断を実施いたしましたその結果をもとに、再度の現地調査を行っているところです。それによりまして、老朽化に伴う大規模改修とあわせました設計が行われています。9月上旬には業務が終了する予定であります。

この後、実施設計の内容の中の耐震補強の設計内容の確認なんですが、これにつきましては県の判定委員会に諮ります。この判定委員会が約2カ月程度、早ければ1カ月以内にはできるということなんですが、今、耐震補強関係、いろいろなところで取りかかっておりますので、

約2カ月程度を現在見込んでいます。この判定が行われましては入札を行って、議会の承認を得て、工事の着手ということになります。

工事の日程ですが、今の予定で申し上げますと、来年1月からの着手になるかというふうを考えています。

校舎の耐震補強の施工につきましては、工事中にかなりの音が出るそうです。その騒音対策のために、校舎の補強工事につきましては来年の夏休みをかけて実施したいというふうを考えています。この夏休みに工事に入るには、耐震補強材を工場で作製することになります。それを1月から8月の間に実施をするということになります。その耐震補強を行う場所以外のところで大規模改修にかかわる部分がありますので、それにつきましては1月からの工事の中に含めていきたいというふうを考えています。

それと、屋内運動場の耐震補強工事ですが、これにつきましては20年5月からを予定しまして、これにつきましても体育の授業、またやはり工事中には騒音の関係もありますので、現在設計しておりますが、その中で調整を図って、子供たちの安全に支障のないように、また早い段階の工事で、子供たちに迷惑がかからないような体制をとっていきたいというふう考えております。

何度も申し上げるようになりますけれども、大規模改修の工事につきましては、耐震補強工事箇所に影響のない場所から順次進めていくということで、子供たちの安全を確保しながら、また授業に支障のない中での工事を進めていきたいというふう考えております。それにつきましては学校と施工業者、また設計業者との協議、調整を行って進めていきたいというふう考えています。

10番(小川 征君) はい、わかりました。

この耐震改修においての住民の防音、特にその辺をご注意願いまして、また発注方法、入札方法については、慎重に審議するようよろしく願いいたします。

続きまして、件名3、旧岩和田小学校跡地の利用については、統合前から地域の関心が高く、議会においてもしばしば議論の対象になっておりますが、いまだ明確な回答をいただいております。跡地利用については地域の関心事であり、早急に地域に内容を説明すべきという依頼を以前から議会からも出ております。そこで、地域への回答の期限も含めてお答えください。

ただ、あと1カ月もすると観光シーズンを迎えます。さらに夏休みに入ると治安の悪化や施設の破壊も考えられますが、具体的な対策を町はどう考えていますか。問題が発生しましたらどこが対応することになっていきますか、それをお答え願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 旧岩和田小学校跡地利用についてご説明を申し上げます。

旧岩和田小学校の施設につきましては、普通教室棟、鉄骨づくり2階建て、昭和34年建築。特別教室棟、鉄骨づくり2階建て、昭和50年建築。体育館、鉄骨づくり、昭和53年建築。給食準備室、旧宿直室、木造、昭和50年建築。屋外運動場の施設配置となっております。

跡地利用につきましては、昨年度、役場関係課による検討委員会を組織し、検討を進めてまいりました。これまでの協議事項といたしましては、施設名称につきましては「御宿町旧岩小施設」、体育館は耐震診断が既に終了しており、安全性の確認がされていることから、当面の間はこれまでの学校教育施設の目的外使用に関する規則を準用し、社会教育団体の会議、研修及びスポーツ活動、災害時の避難所、各種選挙の投票所などの活用を図る方針であります。屋外運動場につきましては、フットサルや軟式テニス場などの活用を図る方針です。

普通教室棟は、築47年、特別教室棟は築31年が経過しており、耐震診断が必要な施設で、安全性や施設管理運営上などから、当面の間は閉鎖し管理をする方針です。

使用料のあり方や管理運営についてなど、条例化の検討を現在進めております。施設の維持管理の所管は企画財政課とし、運営は教育委員会で行う方針であります。早期に町の管理運営方針案をまとめ、議会との協議、地元区役員への説明などを経て管理運営方針を決定したいと考えております。

次に、夏季の治安悪化や施設の破壊等についての対策といたしましては、岩和田小学校閉校に伴う警備について、いすみ警察署長と夷隅広域市町村圏事務組合消防長へ、これまで同様の警戒をしていただくよう4月に文書で依頼をしております。また、地元消防団へも消防主任を通じ警備依頼をしてございます。先ほどご承認いただきました6月の補正予算では、これまで体育館の機械警備がなかったことから予算を計上させていただいたものであります。これにより、普通教室棟、特別教室棟と同様に、体育館も機械設備委託による24時間体制の防犯、火災監視警備を行います。

不審車の進入を阻止する対策として、18年度予算で固定式のポールを4カ所設置し、鎖により施錠、あわせて立入禁止看板の設置をしてございます。定期的に職員による巡回をしておりますが、隣接する住民の方に、不審者を見かけた場合の通報の協力もお願いをしているところであります。今後も事故の起きないように、適切な管理に当たっていきたいと考えます。よろしく申し上げます。

10番（小川 征君） 運動場は、特に花火等は、今まで、あそこでやるのを見かけておりますので、充分その辺はパトロールでご注意願いたいと思います。よろしくお願いします。

件名4でございますけれども、町運動施設の利用や利用料金については、本年、定例会、臨時議会で議論されたところですよ。そして町運動施設の設置及び管理に関する条例が制定され、指定管理者制度の運用など受益者負担の考え方に立った使用、管理がなされることについてはやむを得ないと感じておりますが、もう一方では、社会体育の普及、向上を図る上で支障を来さないかと思いますが、今後のスポーツ振興や健康管理など、どのように推進していくつもりなのか、町民の身近な施設利用について試案を説明してください。

また、町施設を使用する場合は、減免について規定されていますが、どのような場合を想定しているのか。過去に施設利用で減免対象になった団体があったのか、具体的な内容をお答え願いたいと思います。

議長（伊藤博明君） 田中課長。

教育課長（田中とよ子君） 運動施設の利用につきましては、従来からグラウンド、テニスコート、弓道場につきましては、町内外にかかわらず施設使用料の徴収をさせていただいております。また、今回、御宿町運動施設の設置及び管理に関する条例の施行に伴いまして、B & G 海洋センターの体育館とプールにつきましても、7月から町内使用者の方々にもご負担をいただくということになりました。

受益者負担の考え方に基きまして、施設の利用者に対しまして負担の平等化の原則に立った費用負担をお願いするものであります。今ご指摘いただきました社会教育、社会体育の振興、活動の普及を図る上で支障を来しかねないのではないかとありますが、今後も海洋センターの体育館とプール以外の運動施設の使用料については、引き続き町内利用者からのご負担をいただきます。

また、使用料の減免につきましては、御宿町運動施設管理規則で規定しているところですので、その運用につきましては引き続き実施していきたいというふうに考えております。

現在、具体的に対応している団体ですが、免除団体としまして青少年健全育成とスポーツ振興の普及を図るという目的で、少年を指導している団体について現在免除の対象としているところです。減免につきましては、町の自主グループ等の活動につきましては、公民館等の活用につきましても適用させていますところから、同じような対応を図っていくということで、現在協議しているところです。

以上です。

10番（小川 征君） 今、課長からの答えでございますが、町の少年野球クラブ等は社会教育の一環でございますので、そのクラブは、やはり運動場を一般が使っているときは申し込まない、あいているときばかりを申し込んでいるというようなお話を聞いていますので、ぜひともその辺を協力していただきたいと思います。よろしくお願いします。

長時間にわたりご静聴まことにありがとうございました。これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

浅 野 玄 航 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、12番、浅野玄航君、登壇の上、ご質問願います。

（12番 浅野玄航君 登壇）

12番（浅野玄航君） 12番、浅野でございます。議長からお許しをいただきましたので、多少時間をちょうだいいたしまして一般質問を行わせていただきます。

井上町長さん、2期目の半ばも過ぎ、もう6年以上が経過しております。この間にたくさんの町のための施策が行われてまいりました。また、町だけで解決できない問題もたくさんございました。近隣自治体との合併問題、あるいは町内で、ただいまも話題になりました小学校の統合あるいは中学校の改築、信念を持って町政のかじ取りをこれまでなされてきたことに対しまして敬意を表します。

さて、その中で、井上町長就任以来、一貫して安心と安全の町づくりというところを標榜されて、また町民の声に耳を傾け、可能な限り行政に反映をさせたいと、このように姿勢を示されてまいりました。このことは、これまでの議会における答弁、説明、こういうところに随所に見られるわけでございます。

そこで、振り返ってみまして、安心と安全の町づくりという、大変町民の皆様にとってもわかりやすい約束、これがどのような施策として具現化されてきたのか。これまでを振り返りまして、その成果について具体的にご説明いただければありがたいと思います。

また、いろいろな施策をとればとるほど、そこからまたわかってくる課題というものがございます。そういうものにつきまして、今後どのようなお考え、取り決めをされていくのか、この視点からひとつお願いしたいと思います。

また、町民の声に耳を傾け、可能な限り行政に反映させたいという町長の政治姿勢がどのように生かされてきたのか、この辺につきましてもあわせてご説明いただければありがたいと思

います。よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） それでは、1点目の安心と安全の町づくりということでお答えさせていただきます。

安全・安心して暮らせる町につきましては住民すべての願いでございまして、それを実現することは行政運営における最重要課題の一つであると認識をしているところでございます。特にここ数年、災害の大規模化、犯罪の凶悪化などから、安心・安全に対する住民意識は非常に高くなってきているところでございます。町では、地域防災計画や国民保護計画、防犯町づくり計画などを作成いたしまして、計画的に安全・安心な町づくりに努めているところでございます。

これまで取り組んだ主なものとしたしましては、昨年の8月に、当初の計画どおり、町全地区に自主防災組織の設置を完了しているところでございます。さらには、消防団との合同訓練の実施や、地域ごとの特性に応じた各区の防災計画策定の支援など、町全体で災害に立ち向かう体制づくりに努めてまいりました。これによりまして、災害発生時の初動態勢の確立、防災意識の高揚に成果を上げられたものと考えております。

また、避難誘導看板の設置や防災マップの全戸配布、津波浸水予想図を活用したワークショップの開催など、津波警報等が発令されたときなどに、住民や観光客の皆さんが迅速に避難できるように、情報、知識の提供に努めているところでございます。

特に海岸線を有している当町におきましては、津波に対し地域の皆様が知識や情報を共有することは、被害を最小限にとどめるために重要なことであると考えてございまして、今年度8月以降に各地区に出向きまして、地域の皆様のご意見を聞きながら、協働して、その地域の特性を反映させたハザードマップと一緒に作成し、浸水が予想される区域や避難場所等について周知徹底をしてまいりたいと考えております。

次に、防犯面におきましては、各地区の防犯パトロール隊をはじめとする民間防犯組織との連携強化を図るとともに、安心・安全な町づくり条例を施行するなど、住民に対し防犯意識の高揚を図り、自助・共助・公助における活動を計画的に推進しているところでございます。

安全・安心には、このほかにも環境問題や食の安全性の向上、交通安全、さらには感染症からの予防と、さまざまあると思いますが、それぞれの施策、事務事業の中で安全性の向上を図っており、一定の効果を上げているものと考えております。

今後の課題としたしましては、施設の耐震化や、高齢者の方々が安心して利用できるバリア

フリー化のインフラの整備を整え、万一のときに皆様が冷静沈着かつ迅速に対応できるよう、これまで以上に詳細な知識、わかりやすい情報の提供に努め、防災意識の高揚を図るとともに、正確な情報をより早く住民の皆様に伝達できるための訓練、基盤整備等を進めていくことが重要であり、これらを計画的に進めてまいりたいと考えております。

また、大規模な自然災害が発生した場合、人命・身体・財産を守るために行政防災関係機関は総力をもって対応することになりますけれども、行政だけではすべての対応をすることが難しい状況になることが予想されますので、今後、応急対策、復興活動の場でさまざまな団体と円滑に協力体制がとれるよう、事前の協議を調べていきたいと考えてございます。

次に、ご質問の町民の声に耳を傾け、可能な限り行政に反映させる、町長の政治姿勢にどのように生かされているのかということでございますけれども、住民の行政参画の拡大につきましては、行政を運営する上で重要な課題であると考えてございます。

平成17年度を初年度とする第四次行政改革大綱並びに具体的数値目標を示した集中改革プランにおいても、三位一体改革や将来債務の状況を見据えながら、住民協働を前面に打ち出し、合理的かつ効果的な行政運営に努めてきたところでございます。

これまでの具体的な取り組み及びその成果でございますけれども、各種団体の会議、住民の方々が地域課題等について話し合う場等に、行政からも関係課が出席をいたしまして積極的な意見交換を行う中で、関係団体との連携を図るといった点において、一定の成果が得られたものと考えてございます。

また、専門委員会等における調査研究につきましても、行政改革推進住民懇談会をはじめ、介護運営協議会、教育施設建設委員会等において、一般公募委員や保護者の方々の協力を得ながら円滑な事務の遂行に当たるとともに、本年度を初年度とする御宿町後期基本計画の策定につきましても、議員の方々をはじめ、多くのご協力をいただきまして、幅広い意見集約と施策への反映ができたものと評価をしているところでございます。

また、月の沙漠記念館長につきましても、豊富な知識、経験を有する人材を幅広く募る観点から、公募による選考を行うこととして4名の応募がございました。現在、運営のノウハウやビジョンについて先行事務を進めているところでございます。

次に、事務事業にあたっての住民協力でございますが、まず、産業面につきましては官民連携によりまして、伊勢えび祭り、お魚ウィークスを開催するほか、住民の熱意、協力による花火大会を実施、多くの方に訪れていただきました。

また、農産物被害で悩むイノシシ等の対策につきましても、猟友会の協力をいただきまして

一斉捕獲に取り組み、昨年は全7回を実施いたしましたして99頭の捕獲をしているところでございます。

次に、福祉面につきましても、ボランティア団体による会議等を毎月定期的にも実施されまして、広報等その取り組み状況を何度か紹介しているところでございます。

また、教育関係につきましても、議会の方々をはじめ、保護者の協力による中学校の校舎、岩和田小学校の引っ越しに当たるほか、町営の球場整備についても宿泊業関係者の協力をいただきながら、さまざまな面で効果を得られているものと考えております。

今後、大きな事業として控えておりますサンフランシスコ号漂着400周年記念事業につきましても、先人の偉業を広く伝承するとともに、地域全体で取り組むことによって地域の活性化につなげていきたいと考えておりますが、事務実施にあたりましては各種団体の代表者をはじめ、学識経験者や一般公募委員による実行委員会を立ち上げまして、行政と議会、実行委員、相互に連携をいたしまして、幅広い意見集約を図りながら、町民一人一人が事業の担い手となる協働による事業実施を図ってまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても住民との協働につきましては、行政と住民の皆様の信頼関係なくしては成り立ちません。今後も行政の持つ情報を積極的に提供するとともに、実施する各施策の目的や意義などについて充分説明責任を果たすことで、真に住民が求めている施策を正確に把握して実施することにより、より信頼関係を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。大変詳しくご説明をいただきました。

まとめてみると、多分、安心・安全の町づくりに関しましては、今の課長さんのお話でいくと、検討の時期は終わった段階だよということであろうかなと。最後、ハザードマップですか、これでほぼ計画マニュアルづくりは完成だよというところが、きっとお答えだと思うんです。これから、では実際に事が起こったときにどうしようかというのが課題であろうかと。この辺はもうマンパワーでいくしかないというところも、本当に一人一人の力量が問われるところだと思いますが、このでき上がった計画が実際の場面でどう使われるかというところが本当に大事なところだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

安心と安全の町づくり、もう一つの方で多少触れていただきましたけれども、これからはもっと超高齢化社会がやってくると、特に御宿の場合はそうだと。この人たち、私たちもそうです、もう数年たてば高齢者と言われる時代、もう言われているかも知れませんが、そういう時代の人たちへの対応、これも安心・安全の町づくりの大きな視点だと思いますので、



ほかの担当課長でも結構ですから、もしこれに触れられれば触れていただきたいと。要望しておきます。

次に、町の方たちの意見、お考えに耳を傾けてという面ですけれども、先ほどから触れてくださっていますけれども、どうも400年記念事業の実行委員会に、公募をされているということで、私も承知しております。また、月の沙漠記念館の館長さんも公募されておると。触れていただきましたけれども、現状どうなっているのかなということについてもお話しいただければなと思います。

さらに、8,000人といいましても、大きなこれ、一人一人が財産だと思います。特に御宿の場合には、たくさんのいろいろな経験を持った方たちが入ってきてくださっているという面があります。こういう財産をどう生かしていくのかということところが、行政の力量ではなかろうかなと。特に財源がなくなってきたよというときのための力量ではなかろうかなと思います。けれども、こちらの方も、これからはこうしていくんだよということところがもしございましたら、町長さんでも、どなたでも結構ですから挙げていただければありがたいなと。なければ次へ進みます。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） メキシコ記念塔建立80周年、サンフランシスコ号漂着400周年記念事業の企画実行委員会ということで、今公募を締め切ったところでありますが、応募いただきました方につきましては3名ございました。うち2名の方については、選考委員会の中で選考ということになったんですけれども、1名の方については、あらかじめ学識ということで、事務方で推薦を挙げておりましたので、実質は2名ということになっております。

また、サンフランシスコの400周年記念事業の方は、進め方にあたりましてご説明をさせていただきます。

第2次分権時代を迎えまして、今後の町づくりは住民と行政が手を取り合い、それぞれの役割や責任を明確にした中で協力・連携した協働による活力ある町づくりが求められております。本事業につきましては、協働の町づくりを基本に、より多くの住民や各種団体が参加できる仕組みづくりが重要であると考えております。そういう内容で、この委員の構成にあたりまして、考えられる各種団体の団体長の方にはすべて入っていただくということで考えておりますし、また、子供会、育成会から老人クラブ連合会まで、お年寄りから子供たちまで多くの方にこの事業に参加していただくということで、この事業を進めてまいります。

また、もちろん企画立案のときから住民の方々の意見を大いに参考にしながら、一つ一つ形

にしていけたらなということを考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 藤原課長。

産業観光課長（藤原 勇君） 月の沙漠記念館長の現状につきまして、ご報告させていただきます。

先ほど総務課長からご報告ありましたとおり、4名の方が公募されております。その内訳としては、町民が3名、町外の方が1名、この方は今後御宿町に転居するという形で伺っています。その中で、昨日、19日、4名の方とお会いしまして、今、内容につきまして検討している状況でございます。

12番（浅野玄航君） どうもありがとうございます。

藤原課長さんが、4名の方が応募してくださったって、これは大変ありがたいことだと思います。本当にその方たち、どなたか全然わかりませんが、期待したいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、先へ進めさせていただきます。

これも、やはり町政を進めてまいって6年間という時期がたちました。風景が大分変わりました。ここからそちらの方を見させていただくと、助役席がなくなりました、収入役席がなくなりました、課長席が大分減りました。多分、この9月からこちらの席も数が減るんじゃないかなと思います。このように、いろいろ町長さんになられてから、行政の仕組み、あるいは議会も、今回、この時期から人数が変わってくるというようにして、大分改革というんですか、スリム化というんですか、こういう面が進められてきた。他の自治体以上に早いスピードでそれが進められてきたと。これ、基本的には町民の皆様のご理解もいただいておりますし、私もある面、同感と思うところもたくさんございます。

現時点で、特にこの4月からは助役が退任、副町長の選出はなしという形でまいっておるわけですがけれども、また、教育長さんも新しい教育長さんで教育行政が進められておると。3カ月がたちました。大分この4月の時点で、スパンとしては多分1年から1年半の間に大きく行政の機構というのか、体制というのが変わってきたと思うんですけれども、先ほども数、私、話しましたけれども、わずか8,000人といえども、やはり自治体を運営していくというのは、大変なことだというのは私も実感しております。井上町長さんのご苦勞、本当に卓越した政治手腕と牽引力、これでもっているんだろうと思うんですけれども。

さて、これから長期的に見たときに、現在のこの体制、特に助役さんがいらっしやらない、あるいは収入役さんもいらっしやらない、各課の統合を進められてきたという中で、いかがな

もんでしょうか。3カ月たったの町長さんの感想でも結構ですし、仕事を進めていく上での振り返ってみればということでも結構でございます。さらに、この体制ですっとやっていくよ、いけるよ、金がないから人が要らないというだけで済む問題ではないと思いますので、そういう部分を含めまして、ひとつご所感を伺えればありがたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（伊藤博明君） 井上町長。

町長（井上七郎君） 最初にお褒めをいただいたので、答えるのが大変つらくなりましたけれども、いわゆる地方分権の進展に伴い、町の役割が今までよりかなり大きくなっていることは、皆さんご承知のとおりだと思います。また、それに伴いまして責任も重大ということでございます。日々、非常に緊張した思いで新年度がスタートしてきたわけですが、全職員一丸となって職務に専念し、役場内の事務の迅速化、内部事務体制の改善などに、より一層行財政運営の簡素化・効率化が求められておりますし、また、それに努めていかなければならないと考えております。

現時点におきまして副町長が選任されていないということで、不都合がないかということですが、今のところ、皆さんで努力をしておりますので、私としては不都合はないと、そのように感じております。

また、教育の分野におきましても、教育長がかわりまして、新しい体制でのスタートとなりましたが、佐藤新教育長におかれましては、教育課長として5年間の行政経験がありますので、御宿町の教育行政については安心して任せられる、そういうふうに見認をしているところでございます。

さて、この副町長制度につきましても、自治体の規模や所管事務の拡大といった地方分権時代の中において、今後さらに自治体の組織運営における強化や自主性の確保の必要性が高まるのが想定されるため、各自治体がみずからの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう今年度から開始された制度であります。現在、行政改革に取り組み、簡素で効率的な行政運営を推進している当町においては、すぐにこの制度を導入するということの是非については、いましばらく考えていきたいし、今の体制でいきたいと、このように考えております。

しかしながら、今後、新たな課題への対応が求められる場合等におきましては、現体制では難しい局面もあるのではないかと、それが充分考えられたときには新しい体制を活用しなければいけないかなど、そのようにも考えておりますけれども、町政体制につきましても柔軟な考えを持ちながら、常に検証し、町政運営が停滞することのないように考えていきたい。そのためには、議員の皆さん方のご協力をぜひお願いしたいということでございます。

12番（浅野玄航君） ありがとうございます。

現時点では、皆さんで頑張っていらっしゃるということでございます。後手にならないようにということが一つの心配事でございますけれども、先ほど町長さんが最後におっしゃってくださいました。私、自分の考え、持論ですけれども、3年前、4年前の公約なんて捨てちゃってもいいというのが私の持論でございます。この大きく変化する時代の移りの中で、3年前、4年前の約束がいつまでどういう形で生きていていいのかということ、乱暴かもわかりませんけれども、私はそのように思います。

したがって、今のお考えから様子が変わってきた、町の実態が変わってきたよというときには、英断を持って、説明責任をきちっと果たして方向転換をするのは、これは決して恥ずかしいことではなからうと思います。こんなことを町長さんに申し上げちゃ申しわけないんですけども、これは私の考えでございます。

さて、佐藤教育長、ひとつ4月にご選任になられて、今3カ月たったわけですけれども、この辺で御宿町の教育、文化の現状をどのように認識されていらっしゃるのか。あるいはそこにとどまらず、所管分野全体についての指針をひとつお話しただければ、町民の皆様は安心感を与えられるんじゃないかと思えます。よろしくお願いします。

議長（伊藤博明君） 佐藤教育長。

教育長（佐藤和己君） ご説明申し上げます。

まず、御宿町の長い歴史の中で、先人の方々のご苦労のもとに五倫鬘の精神が引き継がれており、教育と学校を尊重する伝統がある町だと思っております。

中学校の改築では、近代的で学習しやすい環境整備がなされ、生徒も新校舎で喜んで勉強に励んでおります。これも議会の皆様や、町を挙げての教育に対する願いや思いのあらわれだと思っております。

私たちも、そのような期待にこたえるために、町基本計画を中心にして、学校教育、社会教育、あるいは生涯学習の教育施策を定めて、豊かな心をはぐくみ、地域の伝統文化を大切にす

る町づくりを目指しております。

その具体策を申し上げます。

1つ目として、学校教育では、教育行政基本方針を教育委員会で定めて、各学校へ説明し、徹底を図っております。子供たちが学ぶことの楽しさや成就感を体得し、みずから学び、みずから考える力などの生きる力の育成や、体験的な学習、問題解決的な学習から基礎基本の定着を重視しております。教育活動全体を通じて人間関係を大切にしたい心の教育を進め、心身とも

に健康で、活力ある児童生徒を育てたいと思っております。

生徒指導面では、発達に即した子供理解や教育相談を重視して、心理的特性や行動の特徴を見ながら、児童あるいは生徒のよさを認めていきたいと考えております。

落ち着いて、規律ある児童生徒の成長のためにも、地域の方々の協力をぜひ願っております。また、家庭・学校・地域との連携では、開かれた学校づくりからも、地域に根差して、地域交流としての役割を高めたいと思っております。児童生徒の健やかな成長のためには、家庭の協力が不可欠だと考えております。

また、学校が抱えているさまざまな課題に対して支援していくための教育ボランティアも、引き続き地域の方々の協力をお願いしたいと思っております。

岩和田小学校と御宿小学校の統合に関しては、児童が仲よく運動や勉強に励み、登下校の安全が確保されるよう、地域と一体となった活動を目指しております。

教育環境の整備におきましては、厳しい財政事情の中ですが、優先順位をつけて取り組んでいきたいと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

2つ目に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年を取り巻く社会環境は、核家族化、少子・高齢化や情報化が進み、青少年のかかわる犯罪も増えて、社会問題となっております。このような問題に対して、家庭・地域や関係機関との連携をさらに深めていきたいと考えております。特に学校・警察連絡委員会、青少年相談員、青年団体、子供会、家庭教育学級などの活動を通して健全育成に努めてまいりたいと思っております。

3つ目に、社会教育について申し上げます。

物の豊かさに加え、心の豊かさを求める生活様式の進展など、より質の高い多様な学習機会の充実が求められてきております。その中で、いつでも、どこでも、だれでも学習ができ、学習した成果が生かされる生涯学習の立場から、公民館を中心とした自主的な活動を目指しております。主催教室、自主グループによる活動の広がりを期待しております。放課後子ども教室は、ボランティアや保護者と協力しながら効果的に進めたいと考えております。

4つ目に、文化の振興について申し上げます。

心の豊かさを求める傾向が強くなってきております。そして、芸術文化への関心も高まってきておるところでございます。公民館で行われている芸術文化活動の発表の機会として、住民との協働による利用者提案型の文化祭は、さらに発展させていきたいと考えております。

先人の残した貴重な文化遺産を守り、後世に伝えるために町指定文化財がありますが、町民

の皆様が親しまれるように、さらに保護と広報に努めたいと考えております。文化財審議会を中心に、御宿町の仏像の冊子を作成いたしました。今後も活用と継承に努めてまいりたいと考えております。

歴史民俗資料館は、世界の教科書展と企画展を充実していきたいと思っております。

5つ目に、スポーツ、レクリエーションについて申し上げます。

健康の保持・増進や、ふれあいなどの関心も高まり、多様な活動が求められております。そのため、体育協会、体育指導委員や各種団体との協働によるいろいろな大会や行事を引き続いて実施していきたいと考えております。B & G海洋センターでは、レクリエーションや健康増進のための事業を、さらに取り組んでいきたいと考えております。

6つ目に、交流事業について申し上げます。

海と山の子交流会は、姉妹都市の野沢温泉村との友好関係の中で、文化・教育・経済等の交流を深めてまいりたいと考えております。本年度の夏の交流会は第32回を数え、長い歴史とPTA間の幅広い交流もあります。冬のスキー交流会は、御宿の生徒にとってはよい経験になり、今後もこの交流を大切にしていきたいと考えております。

メキシコとの国際交流においては、サンフランシスコ号漂着400周年記念事業と関連し、さらに深めてまいりたいと思っております。

以上のように概略を申し上げましたが、よろしく願いいたします。

12番（浅野玄航君） 本当に大事なことだと思います。教育を担う責任者のお話です。できれば広報等を通して、企画財政ですかね、広報の担当は。そういう中で、わかりやすい言葉で、シリーズか何かで町民の皆様が発信するということも大事ではなからうかなということをお願いして、終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

これより2時15分まで休憩いたします。

（午後 2時00分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時18分）

白鳥時忠君

議長（伊藤博明君） 9番、白鳥時忠君、登壇の上、ご質問願います。

（9番 白鳥時忠君 登壇）

9番（白鳥時忠君） 9番、白鳥です。ただいま議長のお許しを得ましたので、これより一般質問をさせていただきます。

そもそも今回この一般質問をするにあたりましたのは、3月の定例議会後に税務課長の方から、自動車税の手数料収入の2%が、御宿町の会計課の窓口の方で支払ってもらおうと御宿町の収入になると、2%が。自分は大変恥ずかしいお話ですが、全く知りませんでした。それも、2年前からこの税源が移譲されていると。これに衝撃を受けまして、自動車税について改めて調べてみたいのと、あと、広く町民の方に知っていただきたいと思ひまして、今回一般質問させていただきます。何点かありますので、よろしく願ひします。

まず1点目ですが、今回と申しますか、自動車税、この税源が移譲された経緯、これについて詳しく教えていただきたいと思ひます。

また、2点目、御宿町の自動車税の対象となる自動車は、世帯数として何件なのか。また、何台なのかお聞かせ願ひたいと思ひます。

3点目、すべての自動車税が町に支払われた場合の手数料収入はいくらになるのか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

4点目、今回、世帯数として何件、台数にして何台の自動車税が町に支払われたのか。これもお聞かせ願ひたいと思ひます。

5点目、自動車税の手数料収入として2%が町の収入になることに伴ひ、町ではどのような周知を町民にしてきたのか、これをお聞かせ願ひたいと思ひます。

最後、6点目、本年度の結果を受け、町では来年度どのような周知をしていくつもりなのか。以上6点ですが、説明をお願いいたしたいと思ひます。

議長（伊藤博明君） 岩瀬会計室長。

会計室長（岩瀬由紀夫君） ただいまの質問にお答えいたします。

税源移譲の経緯ですが、この自動車税の手数料収入につきましては、税源移譲ということではなく、町の会計室で納付した税額について県から取扱手数料として、税額の2%が町に支払われるのでありまして、これは以前から実施されています。

それから、この自動車税の課税台数につきましては2,764台です。世帯数につきましては、自動車税事務所では把握していないという回答をいただきました。

それと、すべての自動車税が支払われた場合の手数料ですが、課税台数2,764台の税額は1

億520万6,000円です。手数料収入につきましては、税額の2%ですので210万4,120円です。

今回の収納の状況ですが、6月20日現在で369世帯、557台、税額にして2,082万3,700円。手数料収入につきましては41万6,474円です。

自動車税の手数料収入の2%の町民周知の件ですが、今までは町職員のみで会計室での納付を依頼してきました。町民に対しては、自動車税事務所が納税者の利便と納期内納付のために、銀行、農協、漁協、郵便局、役所、コンビニエンスストアを納付場所としていること及び町内の納付機関の県の公金取扱機関としての実績等を考慮しまして、周知はしていませんでした。

本年度の結果を受け、来年度以降の周知ですが、本年度は町民へ役場での納付依頼の回覧を回すことを他の納付機関に了解していただいて周知を図ったところ、多くの方、自動車税納税者の約20%ですが、町に手数料が入るならと役場まで納付に来てくれました。来年度以降は、納税者の利便と他の納付機関の実績等に配慮しながら、役場での納付について町民へ協力をお願いしたいと考えています。

以上です。

9番（白鳥時忠君） ありがとうございます。

何点かお伺いしたいんですが、平成17年度、これは御宿町の議会だより、これの3月議会のものなんですが、その後ろにお知らせとして告知してあるものなんですけれども、交付実績として、平成17年度、10万7,520円、18年度、12万3,300円。それで、先ほどの説明で今回41万何がしですね。実績としては着実に上がっていることと思います。ただ、総額として210万円、完全に集まった場合に210万円相当の税収が町の方に上がると。この210万円に関しては、民間で言うところの純利益、これに当たると思います。それというのは、これは、こちらから徴収しに行くのではなくて、町の住民一人一人が窓口まで来ていただいて、それで納めてくれる税金です。はっきり言って、民間の210万円、これ売り上げベースにすると、多分純利益で数%から10%ぐらいの皆さんの利益だと思っんですよ、小売業とか宿泊業等の人もそうですけど。そうすると、売り上げベースで2,100万円、そのぐらいの額に相当する額が、周知徹底すれば町の純利益として入ってくるお金になる。

また、これは新たに寄附するとか、新たに発生する税金ではなくて、今まで支払った税金の一部が町の税収として上がる、利益として。これは皆さん必ず払うものですから、自動車税は。こういう一つ一つ、今回は自動車税だけの話ですけども、こういうところから皆さん、御宿町の行政を含めて町づくりに関心を持っていただいて、いろいろ今、ふるさと納税とか、まだ形的にはわからないですけども、いろいろ自分のふるさとに還元したいという気持ちはかな



り持っていると思うんですよ。そういう気持ちを、こういう自動車税を通して周知徹底して、町づくりに生かしていければ私はいいと思います。

また、今回、自分もそうですけれども、議会だより、この一般質問のことは載りますので、なるべく自分も住民の一人として町民に伝えていきたいと思いますので、今後とも、来年度以降、よろしく願いいたしたいと思います。

以上です。（拍手）

議長（伊藤博明君） ご苦労さまでした。

式 田 孝 夫 君

議長（伊藤博明君） 続きまして、7番、式田孝夫君、登壇の上、ご質問願います。

（7番 式田孝夫君 登壇）

7番（式田孝夫君） 7番、式田です。議長の許可を得ましたので、質問いたします。

昨年12月議会で町長は、合併については、2市2町を目指す。そのときが来たら議会に相談していくという答弁がありました。しかし、厳しい財政をいつまで続けられるのかお聞きします。

今、テレビ、新聞等で年金の問題が毎日のように報じられています。町でも高齢者が年々多くなってきております。この年金も一つですが、住民にとって一番身近な町が元気でないといけないと思います。

そこで、次の項目についてお答えください。

現在、今後の財政見込みは。年々、財政が減っていると思うんですが、どうなんですか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 現在の財政状況と今後の財政状況の見込みについてご説明申し上げます。

国の進めてまいりました三位一体改革による国庫補助金、負担金の廃止、税源移譲、新型交付税の導入などにより、ここ数年で地方財政を取り巻く環境は大きく変化をしております。

この改革において、国は地方との役割分担を見直し、地方への国の関与を縮減するとともに、地方には分権時代にふさわしい自立した行財政運営を求めています。具体的には、所得税から住民税への税源移譲により町税は増収となるものの、保育所運営費負担金など国庫補助負担金の廃止分として譲与されていた所得譲与税が廃止され、また地方交付税についても、地方税の増収、地方に国と歩調を合わせた徹底した歳出改革等の推進を求め、大幅に縮減をしております。

す。

平成19年度の地方財政計画において国は、地方税、地方交付税、臨時財政対策債、譲与税などの一般財源総額は、前年度比で0.9%増を確保したとしています。しかしながら、税源移譲の税目が住民税であるため、人口規模の小さい当町におきましてはその効果が少ないこと、また国の交付税総額が4.4%減となる中で、人口・面積を算出基礎とする新型交付税が新たに導入されたこと、定率減税の廃止に伴う減税補てん債の廃止などにより、町の歳入の状況は一層厳しいものとなっております。

次に、財政の今後の見込みについてであります。まず歳入におきましては、下落幅は縮減してきたものの、引き続き地価の低迷が見込まれることなどにより、固定資産税を中心に町税が減収となることが見込まれます。また、地方交付税につきましては、振りかえ措置として、特例で発行が認められてきた臨時財政対策債の廃止により、交付額としては伸びが見込まれるものの、国の行政改革と歩調を合わせた地方の歳出改革、人口・面積を算定基礎とする新型交付税による算定項目の拡大などの制度改正により、町税の減収に見合う増額は見込めず、臨時財政対策債、町税との合算では減収となることが見込まれます。

一方、歳出では、19、20年度において債務負担を設定した御宿小学校耐震補強事業をはじめとし、事業内容は今後の検討によることとなりますが、サンフランシスコ号400周年記念事業、上布施・実谷地区で計画をしております中山間総合整備事業、清掃センターの改修や最終処分場閉鎖、実施年度を延期した御宿中学校体育館の建設など多くの課題を抱えております。

さらには、清掃センター改造や御宿中学校校舎建設、臨時財政対策債等の町債の償還が本年度より4億円を超え、平成21年度から23年度にピークを迎え、4億3,000万円を超えることとなります。

18年度決算につきましては、現在調製中でございますが、実質収支額は約1億9,000万円程度が見込まれており、当初予算における繰越金計上額である7,000万円を除くと、今後の補正予算財源も含め約1億円が留保財源となっております。

債務負担行為である御宿小学校の耐震補強事業の財源確保、さらには18年度決算と比べ約5,000万円の負担増が3年間続く公債費負担へ向けた減債基金への積み立てや、中学校体育館建設に向けた教育施設建設基金への積み立てが必要であり、先ほども申し上げた各課題への対応経費を考慮しますと、これまでよりも数段厳しい財政状況となることは必至であります。

以上であります。

7番（式田孝夫君） 長い目で、できるんですか、今全部言ったの。課長、随分項目を挙げ

ましたよね。

企画財政課長（氏原憲二君） 事業につきましては、その内容の精査をしながら、今後検討、事業に当たっていきたいということでございます。

7番（式田孝夫君） はい、わかりました。

次に、他の市町村の状況はわかりますか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 他市町の財政状況についてというご質問でありますけれども、それぞれの市町村の財政には特色がございまして、また財政規模も異なるわけであります。外部からはわからない単年度のみ要因があることなどから、決算における財政指標から、一概にその状況を判断することはできないことと考えます。

あくまでも参考までに申し上げますれば、財政の硬直化を示す指標として経常収支比率があります。この数値は、高いほど財政が硬直化しているとされているものであります。平成17年度決算におけるこの数値は、大多喜町89.8%、勝浦市94.8%、いすみ市91.7%、御宿町が85.1%となっておりますが、当町の17年度決算は多額の滞納繰越分の収納による町税が単年度のみ要因で大幅に伸び、この指標が改善された年度となっております。

また、財政規模に対する町債残高の割合を示す将来債務比率は、御宿町230.8%、大多喜町182.8%、勝浦市192.2%、いすみ市158.5%となっております。当町は、財政規模に対する町債残高が他団体よりかなり高い状況となっております。

このほか、国で現在検討されております新たな地方公共団体の再生法制の中に盛り込まれる予定であり、平成18年度から創設された指標に実質公債費比率がございまして。この指標は、普通会計のみでなく、公営企業や一部事務組合に対する負担も含めた実質的な公債費に対する各市町の一般財源の負担の割合を示すものであります。この指標が18%を超えると地方債の発行が協議から許可に移行し、25%を超えると地方債の発行が制限されることとなるわけでありまして。

各市町の17年度決算における数値は、御宿町12.8%、大多喜町7.7%、勝浦市14.7%、いすみ市16.4%となっております。

当町におきましては、今後、平成21年度から23年度に公債費のピークを迎えるため、この指標が大幅に削減することは必至となっております。

以上であります。

7番（式田孝夫君） わかりました。

次に、その他、町がとるとべき収入、支出の方策はありますか。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 財源を確保するための町の取り組みというご質問でありますけれども、まず、歳入では、基幹収入である町税の確保が挙げられます。三位一体の改革により、国税である所得税から地方税である住民税に税源が移譲されましたが、このことは、つまり国が徴収し、地方に交付、譲与していた収入形態から、町がみずから課し、みずから徴収する形態への変更であります。このため、町税の徴収体制の強化等がますます重要となります。また、受益者負担の適正化や公平化の観点から、使用料、手数料の見直し、広告収入など新たな自主財源確保へのさらなる取り組みが求められることとなります。

一方、歳出では、行政改革や集中改革プランの推進はもとより、事業の効果、緊急性等の観点から、実施の有無を含め十分な検討を行い適正規模での事業実施に努めること、また町の役割を踏まえ、住民や企業との協働により大きな効果を目指す取り組みを推進するとともに、組織のスリム化、効率化に取り組んでいかなければならないと考えるところであります。

7番（式田孝夫君） 最後に、以上のことを視野に入れて、町長に、合併に対する考え方を。

議長（伊藤博明君） 吉野総務課長。

総務課長（吉野健夫君） 事務サイドから、その現状を報告させていただきます。

昨年、報告させていただきましたけれども、9月に知事と郡の市町村長会議が開かれ、同席させていただいたわけでございますけれども、そのときのお話の内容はなかなか厳しいものでございました。その後、今年に入りまして、2月と5月に事務の担当者レベルでの話し合いが持たれているわけでございますけれども、その話の中身もなかなか厳しいものがございます。今月、また来週行われるわけでございますけれども、話が先になかなか進まないというところでございます。

以上、事務サイドの方からご報告させていただきます。

議長（伊藤博明君） 町長。

町長（井上七郎君） ただいま担当の総務課長の方から一部説明がありましたけれども、私からお話をいたしたいと思います。

12月に合併についての答弁が大分あったかと、そのように記憶をしております。しかし、地方分権が進展する現在、基礎的自治体に求められている自立した自治体への転換に、市町村合併は有効な手段と考えておりますので、今後の合併の話し合いへの参加については、議員の皆様と相談をしながら前向きに考えていきたい、このように考えております。

また、今後の合併への考え方については、2市2町の合併が最も望ましいと考えておりますが、それにとらわれず、議会の皆様の意見や住民の意向を十分に踏まえ、柔軟な考え方の中で、近隣市町の動向を注視し、時期を逸することなく判断をしていきたいと考えております。

また、こうした状況の中での今後の行政運営につきましては、合併の有無にかかわらず、事務事業の見直しや行政の効率化が不可欠で、不断の思いで行政改革の推進に取り組んでいかなければならないものであり、合併問題を踏まえながら計画的財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

7番（式田孝夫君） ありがとうございます。

町長には、ぜひとも強いリーダーシップを発揮し、町のかじ取り役として頑張ってください、合併の時期を間違わないように細心の注意を払ってお願いします。

質問を終わります。（拍手）

議長（伊藤博明君） これより55分まで休憩します。

（午後 2時41分）

議長（伊藤博明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時57分）

石井芳清君

議長（伊藤博明君） 続きまして、1番、石井芳清君、登壇の上、ご質問願います。

（1番 石井芳清君 登壇）

1番（石井芳清君） 1番、石井です。

それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

3点ありますが、まず、第1点目、頑張る地方応援プログラムの採択と実施方法について伺います。

ただいま資料を配らせていただいておりますけれども、まず、大変聞きなれない名前、いわゆる新しい仕組みの事業だというふうに理解をしております。ですので、この新しい仕組み、いわゆる地方応援プログラムの内容ですね、それから財源構成を含めまして、それが現実的にどうなっているのか、今回の採択内容はどうなっているのかについて詳しく説明をいただきたいと思います。

また、実施機関の具体的な実施内容について、年度ごとに回答していただきたい。

また、実施計画との位置づけはどうなっているのか。財源構成、いわゆる私が知るところによれば、ゼロからの積み上げ予算だというふうに理解をしております。これまでは総額があって、それで決まっていたというふうに思うわけでありませうけれども。

そしてまた、そういう中で新たな事業検討、もしくはそういう財源の膨らみも含めまして、そういうことが可能なのかどうかについて、まず説明を受けたいと思います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 頑張る地方応援プログラムにつきまして、ご説明を申し上げます。

このプログラムにつきましては、地域の活性化や魅力ある地域の創出を目的に、地方自治体がみずから考え、前向きに取り組む施策に対し財政支援措置が講じられるものであります。

本プログラムの実施期間につきましては、今年度から平成21年度までの3カ年であり、支援措置の内容としては、プログラム事業に係る一般財源所要額について、単年度当たり3,000万円を上限に、特別交付税措置があるほか、総務省をはじめ農林水産省や国土交通省、経済産業省で所轄する各種交付金の優先採択が受けられるものでございます。

町の事業概要としまして、今年度につきましては既に第1次募集を終え、千葉県におきましては18市町村、31事業の登録がされておりますが、当町におきましても3事業の申請を上げ、現在、町ホームページにて公表しており、その内容を参考までにお手元に配付をさせていただきました。今月末には総務省ホームページで公表予定となっております。

協働の町づくり事業としてのサンフランシスコ号漂着400周年記念事業や、各種観光施策を中心とした活力と活性ある町づくり、さらには安全で安心な町づくりとして公共施設等の耐震化整備等を掲げました。

協働の町づくりにつきましては、メキシコ塔建立80周年、サンフランシスコ号漂着400周年記念事業、事業費につきましては2,500万円、総計でありますけれども、計上をさせていただいております。

また、自然と産業が調和した活力と活性のある町づくりにつきましては、海水浴場運営事業、プール運営事業、月の沙漠記念館運営事業、観光イベント宣伝事業、観光美化整備事業、町道0106号道路改良事業などございまして、総計で2億3,086万7,000円を計上させていただいております。

また、安全で安心な町づくりにつきましては、ハザードマップ作成事業、公共施設耐震化等

整備事業ということで1億6,424万7,000円を計上させていただいております。これにつきましては、先に策定をいたしました3カ年実施計画に基づきまして計上させていただいております。しかし、メキシコ塔建立80周年につきましては、事業費について、19年度、事業費を見ておりませんでしたけれども、先ほど補正予算でもお願いいたしましたように、文化交流事業ということで、今年度から3カ年で事業を実施するということから、補正をさせていただいたところでございます。

よろしくお願いを申し上げます。

1番(石井芳清君) 今説明を受けたわけでありますが、1つちょっとよくわからなかったのは、事業費としてはわかったわけですが、財源更正ですよ。「更正」というのは、ちょっとごめんなさい、字が私、違ったのかも。では、国は幾ら持つのか、県は幾ら持つのか、また町、また住民、それぞれの団体が幾ら持つのかと。その中で、先ほど課長の説明がありました、これが19年とか21年度までの3カ年実施計画であると思うんですけれども、この中の財源構成とどういう違いがあるのかなのか。財源そのものは、今説明があったとおりに、メキシコ、400周年記念以外については全体事業費についてはここに触れてあると、総額では。その総額の中で、では町がどの程度を持つのか。100%、これは国・県が補助してくれる事業なのかどうか。

それから、一定の割合、これは国の事業だったと思いますので、ではそれ以外のところが2分の1を持つとか。それについて、まだまださまざまな努力によって、例えば負担があるとした場合、仮定した場合に町が負担すべき額というのはいろんな、先ほどからも、本定例会でいろんな提案もありましたし、執行部の皆さんからも説明がありましたけれども、そうした創意工夫の中で減らすこともできるのではないかというふうに思うんですね。

今議論をしているのは、この問題でありますけれども、先般から同じような名前で商工会が、これはたしか県の採択だったと思いますけれども、御宿で元気クラブの作成ということで今やっておりますね。こちら方は、何か今年度予算が500万円から800万円に増えるというような話もあります。まず、それらについて財源がどうなっているのか。

それから、もう一つ大切なのは、今日、本定例会で非常に幾度となく議論をされているところでありますけれども、協働の町づくり、この事業はまさに協働の町づくりが大きな採択内容になっているわけですね。それで、先ほども細かな説明等あったわけですが、私、非常に大事だなと思うのは、協働の町づくりをするとき、それではこの庁舎の中の協働の町づくりの体制はどうなっているかと。私に先立った議員の質問の中でも、副町長の問題に触れられて

いました。今までは町長がいて、今は副町長、当時、助役がいてという中で、さまざまな調整だとかも含めてやっていたと思うんですね。それでは、これ大きく分けて、この頑張る地方応援プログラム、3つ事業採択をされたわけです。それで、今課長のご説明があったとおり、協働の町づくりですね。要するに、1つの、例えば総務省だけではないと、文科省もまた入ると。要するに、国であればすべてのものが入ると。その中で事業採択が可能なんだよというところだと思うんですね。

それで、この間も小さな問題に関しましては、やはり単独の、1つの中におさまらない案件がたくさんあるわけですね。それがどうも、言葉が悪いんですけども、人まかせになっていて、いやうちの課じゃない、うちの課じゃないという中で、なかなか事業として進まない状況がたくさん出てきたのが実態だと思うんですね。

ですから、これを本当に進めていく、町民にまず協力を呼びかけるために、先ほど仕組みづくりの説明はいただきました。しかし、その前に、では町の内部として、そういうものをどう作り上げていくのかというところが非常に大きな課題じゃないかなと思うんですね。それを膨らませて、3カ年実施計画には、どうだったのかと。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） まず、財源構成のお話でありますけれども、この3つのプロジェクトに関しまして、財源構成がされていないものにつきましては、メキシコ記念塔建立80周年、サンフランシスコ号漂着400周年記念事業ということで、これは財源の手当がされておりません、全く一般財源ということで、3カ年実施計画の中には計上してあったと思いますけれども、これにつきましては、19年度につきましては県事業に既に手を挙げてございます。これは助成対象になれば2分の1の助成を得られるということでありますけれども、それ以外にも、例えば県だけでなく外務省とか、そういった財源手当も今後は検討していきたいと考えております。

頑張る地方応援プログラムにつきましては、国・県の財源が充当された場合には、それを除いた分がこのプログラムの対象経費として認められるということになっておりますので、そういう対応をしてみたいと思います。できるだけ、一般財源を減らすような努力をしてみたいと考えております。

それから、協働の町づくりということで、役場の協働の町づくりの体制はということでありますけれども、このメキシコ塔建立80周年等の事業につきましては、既に役場の若手、中堅で組織しております町づくり研究会というものがあります。各課1名で構成をしておりますけ



れども、今年度のテーマをこの400周年記念事業ということで研究をしていただいております。既に1回目の会議を開きまして、各課、各担当でどのような事業が考えられるかという提案をまずしていただいたところであります。

報告を受けておりますけれども、たしか20以上の事業が案として上がっているということを知っております。これに基づきまして、今後、行政、要するに役場としてどのような事業が考えられるのかということを知りたいと思います。

また、この提案いただいたものにつきまして、この6月末に予定しております企画実行委員会の中に投げさせていただいて、案ということで、こういった事業が提案されましたよということをお知らせに、住民の皆さん方のご意見をいただければと考えております。

また、実施計画との整合性につきましても、3カ年実施計画については、今後20年、21年度につきましては順次見直しをしていき、この他のプロジェクトについても、内容によりましてはここに追加していきたいと考えておるところであります。

1番(石井芳清君) 私が聞きたいのは、まず3つあって、しかも総合的にいろんな形で、3つあるんだけど、それぞれがさらにいろんな課と結びつきながら事業を進めていくんだと思うんですね。ですから、それをだれが調整するかということなんですよ。ですから、さっき副町長の話もさせていただいたわけです。その総合調整は、だれが図っていくのかということです。

議長(伊藤博明君) 氏原課長。

企画財政課長(氏原憲二君) この協働の町づくりに関して申し上げますと、実行委員会を立ち上げますと、3つの小委員会に分ける予定であります。事務局につきましては、総務課、それから教育課、産業観光課、企画財政課の4課で当たる予定であります。

また、外部の事務局ということで商工会、それから観光協会というところにも、事務局をお願いしようということで考えています。

この総合的な調整につきましては、総務課と企画財政課の方で調整を図ってまいりたいというふうに考えています。

1番(石井芳清君) ちなみにこれは、先ほどちょっと紹介いたしました商工会でやっております御宿ウェルネス計画の中間報告書だろうと思うんですね。これが、ページ数、83ページですか、約1年ちょっとの期間だったろうと思うんですねけれども、これはまだ事業が始まっていないんですね。何を言いたいかと申しますと、この間、たしか去年の定例会の中でも提案をさせていただきましたけれども、例えばワークショップ、わいわいがやがや言いながら一

つのことをつくり上げていくというような会なんだろうなと思いますけれども、そういうものをやりながら徐々にそういう気持ちも含めて醸成をしていったと。一人一人が何を担うべきなのか、どういうことができるのかという形で進めてきた、かなり丁寧な会の進め方だと思うんですね。

これは、たしか県の事業だったと思うんですね。事業内容は、名称は違うんですけれども、全く同じだというふうに私は認識しております。これから始まる町の、今配られたこの事業についても、全く同じようなフローで進めていかなければならないというふうに思うんですね。要するに人づくりをどうしてやるのかと。それは人任せじゃありませんよ、自分たちがやるんですよと。それは役場の職員、我々議員、また住民も含めて、団体も含めてということなわけですね。ですから、今言ったのは仕組みづくりの話なんですけれども、そうじゃなくて、その一つ一つをどう進めていくかと。

ですから、これについてせっかく採択を受けた。今、18市町村しか採択を受けていないわけですから。だから、せっかくいいというんですか、先ほどからお金をどうするのかというのが、今日の議会の大きな、主要な内容だったんですよ。それに対して私は、この計画どおりの、この予算から外れているからおかしいという話じゃないんですよ、ここに載っていない予算が獲得できたんじゃないかという話をさせていただいているんです。これは国・県がやはりコンパクトで、これまで頑張ってきた御宿町を認めていただいて、積極的に応募しなさいとも言ってきた内容なんです、この間。ですから、内部での調整も大変大事ですけども、その仕組みをどうするのかというところですね。間もなくそういう会議が多分開かれるんだろうなとは思いますが、その仕組みを含めまして、やはり最後の結論じゃないんですよ、その過程が私は大事だろうと思います。それが今後いろんな事業に生かされていく、町の仕事の仕方も、これで大幅に私は変わるんじゃないかなというふうに思うんです。

私、今、簡単な町政アンケートというのをやって、少しずつ今返ってきているところなんですけれども、このままいったら御宿、税金も上がる、利用料も上がる、御宿町はなくなってしまわないのと。それから年金の話で言えば、年金というのは生活費ですよ、厳しい声を寄せていただいているわけですね。ですから、そういうものを踏まえて、この御宿町は高齢者が多いわけですけども、それと財源的には、高齢者が多いということは、そんなに大きな事業がこれから起こるわけじゃ、現実的にはないですよ。そうした場合に、国・県やさまざまな団体、企業からどういう事業があるのか、それをどうしたらもらえるかということで、今日の補正の中でも、自動車会社からそういう海岸清掃の車を無償で提供しますよと、修理も全

部やりますよと、使ってくださいと、こういうものも御宿町では獲得することができたわけじゃないですか。

ですから、そういう御宿町は、この間の成果の上に立って、これからまだたくさんことができる。それをやるためには、ただ人づくりが私は非常に大事だと思うんですね。何度も言いますけれども。それに向けて、どういう形でやっていくのかと。それさえできれば、どんな事業もできると思います。それができないと、今商工会でやっている事業も、今度御宿町でやっている事業も全く同じ形態の事業ですから、そうすると両方が足を引っ張って、どちらも成果が出ないままに終わってしまうんじゃないか。私は、それを今一番懸念をしているんです。今後について、最後、これについてどう取り組んでいかれるのか答弁願います。

議長（伊藤博明君） 氏原課長。

企画財政課長（氏原憲二君） 町内で今、手がけられております活性化委員会ですね、その事業と、手前どもの400周年記念事業につきましては、全く町づくりという意味では、議員のおっしゃるとおり同じ目標であると思います。この400周年記念事業につきましては、先祖の偉業を今を生きる私たちが検証するという非常に大きな意味を持った事業であると思います。そういうことから考えますと、活性化委員会でやっている事業に、そういったものも加味した中で事業を今後考えていっていただくというようなことも、今後、会議の中ではお願いしようかなと思っているところであります。そういう意味で、商工会のメンバーの方にも、この委員会の中に入っていていただくということで考えております。

また、この企画立案の段階から、できるだけ住民の方に入っていていただくということもありますし、また、先ほど浅野議員さんのご質問にもお答えをいたしましたけれども、そういう意味で考えられる各種の団体の方には全部入っていて、各種団体でもいろいろ協議をいただくと。そういう中で、住民の方々、いろいろな方々がこの400周年にかかわっていただくという考え方から、まずそういう原点に返ってこの事業を考えていくということで考えています。

企画実行委員会の中では、1回目は昭和53年のロペス大統領が来訪時の、例えばこういう事業があったんだよという文献なども残っていますので、そういったものをみんなで検証してみるとか、そういったことから進めていきたいというふうに考えています。

また、6月補正をお願いしました。黒沼ユリ子ヴァイオリンコンサート事業につきましても、住民の意識啓蒙を図った事業としても位置づけをしておるところでございます。

よろしく申し上げます。

1番（石井芳清君） 何度も繰り返しますけれども、人づくりの事業だという意識を特に忘

れないでいただきたいなということと、やはり住民が始めます一番大きなのは、自治体の皆さんだと思いますので、やはり励ます立場で頑張っていたきたいなというふうに思います。具体的には、また事業が間もなく実施されるでしょうから、その中でまたいろんな意見があれば提言をさせていただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。2点目であります、負担軽減で安心して暮らせる町づくりについて伺います。

子供の医療費助成制度の対象年齢の拡大や所得制限、窓口負担の撤廃など、子育て施策の拡充についてどう考えているのかお伺いをいたします。

少子化が懸念される今日、ほかの自治体ではさまざまな子育て支援策が検討されております。近隣の自治体でも子育て支援室みたいな、そういう名称での特別の課をつくりながら、やはり国政からと言ってもいいでしょう、少子化に対する対応をとっているところが実態であります。国についても、おくれればせながら進めるというような答弁もされているところでございますので、ぜひそういうものを先取りしていきながら、ぜひ町としても子育て施策の拡充をしていただきたいというふうに思います。

そして、今後どのような具体的な施策を考えておられるのか、答弁を求めたいと思います。

議長（伊藤博明君） 瀧口課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 現在、町では乳幼児医療の対策としては、県の補助事業であります3歳未満児までの乳幼児医療については県の補助を取り入れまして、全額負担なしというところであります。この10月より、今度は4歳未満までが県の対象となりますので、町もこれにも対応して取り組んでいきたいと思っております。

今後、町の考えとしては、子育て対策の一環として重要な政策であると認識しておりますが、大きな財政負担が生じることから、県の動向とあわせて制度の運用をしていきたいと考えております。

ちなみに試算をしてみますと、就学前を全額乳幼児負担をゼロとしますと、1,100万円の財源を必要とします。また、小中学生、就学前、いわゆる乳幼児医療の負担をなしとしますと、約3,100万円相当の財源が必要となることから、国の制度の充実を期待して運用をしていくところでございます。

1番（石井芳清君） 過去においては、御宿町の方が県よりも上回った時期があったわけですが、昨今は県並みの補助と、県と同額補助というような話になっておりまして、近隣では、先ほども述べましたけれども、就学前児童全額でありますとか、そういう自治体は大変

増えているのが実態でございます。先ほど述べました幾つかの事業によっては新たな財源の手当というのができる、その中には既存事業も、その中に当たっていただいたというふうに思いますので、そういう新たな財源、それから今回の財源移譲の中でも、その財源移譲された部分をどう使うのかということも大事な課題ではないかと思えます。

先ほどは元気な町づくりということであったわけですが、もう一つ、やはり福祉・医療という部分は、これは行政がきちんと責任を持っていかなければならない部分だろうなというふうに思います。現在では見通しが無いということではありますが、ぜひ、来年、再来年度、具体化されるよう求めまして、次に移りたいというふうに思います。

次に、国保・介護についてであります。先ほどの6月からの住民税等の中で、大変大きな負担になっているという中で、ぜひ国保・介護の独自の減免制度を求めているものであります。けれども、御宿町としてはどういう対応をとっているのか。特に近隣の自治体では、前年度の収入から新年度になって収入がなくなった、何らかの事情でなくなった場合に、具体的に幾つか例を挙げて減免措置をとっている自治体もあるかというふうに思うわけですが、けれども、御宿町では現在どのような対応になっているのか。ないとすれば、そのものについて、今後きちんと明文化することができるのか、その辺も含めまして町の対応について伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 米本課長。

住民水道課長（米本清司君） それでは、医療費の一部負担金の減免ということでございます。これは国民健康保険法の44条の規定に定められております。この措置につきましては、一部負担金を医療機関に支払う、または納付義務を負った被保険者の生活が著しく困難となった場合において、申請により保険者が認めるものでございます。

該当事由につきましては、災害による死亡、あるいは精神または身体に著しい障害を受けた場合、資産に重大な損害を受けた場合、あとは干ばつ、事業または業務の休廃止等による収入の著しい減少と、これらの要件に該当となった場合となります。

一部負担金の免除、減額等の条例や規則、要綱の整備につきましては、現在のところ県内で19市町で整備されております。今後、御宿町につきましても整備に向けて検討していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤博明君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（瀧口和廣君） 介護保険料でございますけれども、この減免につきましては、条例で特別の理由がある者に対しては保険料を減免するという定めがあります。その定めの中

には、災害に遭った場合とか、生計を支えている方が長期入院されて収入が減ったとか、事業の廃止により失業したとか、農漁業の不作や不漁により収入が減った場合は保険料を減免することとなっております。その定めは、条例で定められております。

また、介護保険料については、保険料は負担能力に応じて保険料を設定していますから、保険者の所得が低い場合には、それなりに保険料も低くなる仕組みとなっております。しかし、先ほども申し上げましたけれども、特別な事情の場合は条例に明文化されておりますので、これに対応していきたいと考えております。

また、一方の介護の利用料につきましては、利用される方は必ず1割負担となっております。この利用料の免除につきましては、法律では免除することができる規定になっておりまして、その内容は保険料の減免と同様の内容でございます。

ただし、町の条例にはそこまで利用料の減免の定めは明文化されていないことから、今後、利用料の免除に係るものについては明文化していきたいと考えております。

1番（石井芳清君） はい、わかりました。

国保・介護について、一部減免について明文化されるということで、早急に対応していただくことをお願い申し上げさせていただきます。

それともう一つは、これは御宿町は比較的きめ細かにやっただいていただいているんですけども、さまざまな減免だとか、節税だとか、いろんなそういう制度の周知ですね、今日は納税についての細かな説明も、わかってきたというような、先ほどから報告もいただきましたけれども、それ以外につきましてもさまざまな制度があると思うんですね。ありながらも、そういう制度を知らずに大変な暮らしをしていると。また困った状態になっているということも、現在でもあろうと思いますので、やはりいろんな機会を通じて、そういう広報についても今後、特段の配慮をいただきたいというふうに思います。

では、次に移ります。

先般のマンション火災であります、当町ではリゾートマンションが点在しておりますが、ふだんは空き家同然の建物となっているのが実態だろうというふうに思います。今後、不在マンションの管理等が大変重要になってくるというふうに思います。それについて対策はどう考えておられるのか。今回のマンション火災の状況と検証を踏まえて、今後の対応について伺いたいというふうに思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 先般、大変残念なことに御宿町において中高層マンションが建設

されて以来、初めてマンション火災が発生したところでございます。幸いにも、建物の中は無人であったことから人命の被害には至らず、迅速な消火活動により被害は最小限に食いとめることができました。

マンション火災が発生した場合の消火活動でございますけれども、原則的には、マンション外から消火するというものではなくて、連結送水管と建物内の設備で対応できる構造になっていることから、連結送水管による消火となります。

また、個人住宅のマンションにつきましては、それぞれ防災構造が施されており、延焼の心配はないものと考えております。

今回の火災につきましては、消防団の活動として、マンション保有の貯水槽への水の補給準備や交通整理など2次的な事故防止に努めるなど、常備消防に対する後方支援となりました。火災救出者等が発生した場合につきましては、勝浦署及び大原署など近隣の消防署からの応援に加えまして、特殊救助としてレスキュー隊の出動態勢が整備をされておるところでございます。

今後のマンションの火災への対応といたしまして、火災予防運動などの取り組みを介して、所有者また管理人を通じて、長期不在をする際にはブレーカーの遮断、初期消火のための消火器の備えなど、日常できる防火対策を講じるよう、引き続きお知らせ板等を活用して防火安全意識の高揚を図っていきたいと考えております。

さらに、マンションの管理組合ですか、そういったところにも今後は啓発をさせていただくと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

1番（石井芳清君）細かい事実関係がよくわからなかったんですが、1つ、御宿町の高層マンションにつきまして、まず火を使うものは使わないと。例えばガスであるとか、石油ストーブであるとか、それともう一つスプリンクラーが設置されているような話も伺ったような記憶があるんですけども、全体にマンションについて、一般的な防災上の要件というのはあるかと思うんですけども、その辺で、御宿町はたしか、ほとんど同じような高さですよ。14階が主なものだったと思うんですけども、そうした構造物についての防火設備というのは、建てる年度で法令の違いというのものもあるのかもわかりませんが、そうした違いがあるのか、ないのか。

それから、今回、こういったような火災の状況だったのかというのがもしわかれば、それも説明していただきたいと思っております。

たしか、はしご車などについても、昔、検討された経緯があるかと思うんですけれども、なかなかそういうものも現実的には、例えば道路が狭いという中で運用ができないということで、あと維持管理費の経費の問題などもあって、導入に至っていないというのが実態だろうと思いますけれども、現実にかこうして火災が発生した状況の中で、そういうものがいま一度どうだったのかということで、それは町もそうですし、多分、広域消防が主には点検されるのかなというふうには思うわけでありまして、町としても消防の中できちんと把握しておくべき内容だろうなと思うんですが、その辺でもし承知している内容があれば説明いただきたいと思います。

議長（伊藤博明君） 吉野課長。

総務課長（吉野健夫君） 電磁式ということで先ほど話がありましたけれども、これは入居するときに、危険物、可燃物の持ち込みは禁止ですよということで、契約書の中にうたわれているところでございます。

あと、エアコン等は備えつけであるというふうに聞いております。確認とれました。そのように聞いております。

それと、あと、はしご車につきましては、広域の方の計画の中では、21年度に導入をするというような計画は持っているというふうに話は聞いてございます。

それと、スプリンクラーという話でございますけれども、スプリンクラーは入っているというふうに聞いております。

はしご車は、21年度の計画ということで入っているわけでございますけれども、今現在、ではどうするのかということになりますと、安房広域と長生広域の方から、それぞれ38メートル級のはしご車が備えつけてあるということで、そこから応援をお願いするということになります。

以上でございます。

1番（石井芳清君） 防災面では、この間は余りマンションにお住まいの方の参加は、ちょっと私は承知はしていないんですけれども、今後については、こういう事態が発生した中では防災訓練等についてもマンション事業者並びに住民にも呼びかけて、防災訓練にも、特に避難誘導の問題とかというのが具体的にあるかと思えます。また、逆に津波のときには町としてもお願いすべき内容になるのかなというふうにも理解をしておりますので、ぜひその辺の調整も踏まえまして、安全な町づくりに一層邁進していただくことを申し上げさせていただきます。一般質問を終わりにさせていただきます。（拍手）



## 閉会の宣告

議長（伊藤博明君） 以上で、今定例会の日程はすべて終了いたしました。

ここで、井上町長よりあいさつがあります。

井上町長。

町長（井上七郎君） 平成19年第2回定例会の閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

このたびの定例会では、平成19年度一般会計補正予算案などをはじめといたしまして、5議案及び報告2件についてご審議をいただき、議員の皆様方のご理解によりまして、いずれもご承認、ご決定いただき、閉会の運びとなりました。誠にありがとうございました。

今後ともどうぞよろしくご指導、ご協力のほどをお願い申し上げますとともに、時節柄、健康には充分留意され、これからもご活躍されますようお願い申し上げます、閉会にあたってのごあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（伊藤博明君） どうもありがとうございました。

議員各位には慎重審議いただき、また議事運営につきましてもご協力をいただき、円滑な運営ができたことを厚くお礼申し上げます。

これから本格的な観光シーズンとなり、忙しくなりますが、議員各位におかれましては健康に充分留意されますようお願い申し上げます。

以上で、平成19年御宿町議会第2回定例会を閉会いたします。

これで本日の会議を閉じます。

どうもご苦労さまでした。

（午後 3時37分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年9月4日

議 長 伊 藤 博 明

署 名 議 員 貝 塚 嘉 軼

署 名 議 員 新 井 明